

## Ⅲ. 学籍

### Ⅲ. 学籍

- 📄 1. 学籍（学生証・在学期間・留学・休学等）
- 📄 2. 転部・転科／再入学／学士入学
- 📄 3. 証明書
- 📄 4. 【大学院生のみ】委託聴講生制度（大学院）

## 1. 学籍（学生証・在学期間・留学・休学等）

### 1. 学籍（学生証・在学期間・留学・休学等） ▶

-  (1) 学籍とは
-  (2) 学生番号
-  (3) 学生証
-  (4) 在学期間
-  (5) 留学
-  (6) 休学
-  (7) 復学
-  (8) 停学
-  (9) 退学
-  (10) 個人情報の変更
-  (11) 在留資格（外国籍の学生のみ）

## (1) 学籍とは

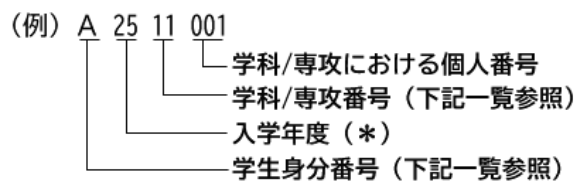
---

本学に学生として登録されている者の籍です。大学では、学籍情報として本人氏名、生年月日、国籍、在留資格（外国籍の者）、連絡先、保証人情報等の個人情報や、学生番号、所属、身分（学部生、大学院生等）、学籍異動履歴（入学、休学、留学、卒業）等を管理しています。

ここでは、学生番号や学生証、学籍に関わるルールや手続きについて説明します。

## (2) 学生番号

入学すると各人に固有の学生番号が与えられます。学生生活を送る上で大切な番号ですから、正確に記憶して使用しましょう。



\*編入学者、学士入学者、再入学者は指定された学年にしががっていますので、実際に入学した年度と異なる場合があります。

### 【学科/専攻番号一覧表】

#### 学部

学部	学科	学科番号	
神文	神	91	
	哲	11	
	史	14	
	国文	15	
	英文	16	
	ドイツ文	17	
	フランス文	18	
	新聞	19	
	総合人間科	教育	81
	心理	82	
	社会	83	
	社会福祉	84	
	看護	85	
法	法律	31	
	国際関係法	32	
	地球環境法	33	
	外国語	英語	51
		ドイツ語	52
フランス語		53	
	イスパニア語	54	
	ロシア語	55	
	ポルトガル語	56	
総合グローバル	総合グローバル	21	
国際教養	国際教養(春入学)	67	
	国際教養(秋入学)	68	

#### 大学院

研究科	専攻	専攻番号	
神学	神学	91	
	組織神学	92	
哲学	哲学	11	
文学	哲学	21	
	史学	23	
	国文学	24	
	英米文学	25	
	ドイツ文学	26	
	フランス文学	27	
	新聞学	28	
	文化交渉学	30	
	実践宗教学	死生学	35
	総合人間科学	教育学	81
心理学		82	
社会学		83	
社会福祉学		84	
看護学 (修士課程)		85	
法学	法律学	41	
	法曹養成 (法科大学院) 3年制	11	
	法曹養成 (法科大学院) 2年制	12	
経済学	経済学	55	
	経営学	56	
言語科学	言語学	61	

理工	物質生命理工	76	グローバル・スタ ディーズ	国際関係論	66
	機能創造理工	77		地域研究	67
	情報理工	78		グローバル社会 (春入学)	68
				グローバル社会 (秋入学)	69
				国際協力学	60
			理工学	理工学	78
			地球環境学	地球環境学 (春入 学)	95
				地球環境学 (秋入 学)	96
			応用データサイエ ンス学位プログラ ム (修士課程)	応用データサイエ ンス学位プログラ ム (修士課程)	79

### 【学生身分一覧表】

学生身分番号	身分名
A	学部正規生
B	大学院博士前期課程・修士課程正規生
C	大学院博士後期課程正規生
D	大学院博士後期課程正規生 (論文再入学者)
E	専門職学位課程 (法科大学院)

### (3) 学生証

学生証は上智大学の学生であることを証明するものです。学生生活を送る上で、学内・学外を問わず提示が必要な場合がありますので、**常に携帯**してください。特に下記にあげたケースで学生証を持参していない場合、サービスを受けられないことがあります。


学生証は、いかなる理由があっても他人に貸与、譲渡することはできません。また、退学等により学籍を失った場合は、速やかに本学に返却してください。

#### ■学生証が必要な場合

1. 試験を受けるとき
2. 証明書や学割証を取得するため証明書自動発行機を利用するとき
3. 本学図書館に入館するとき、図書の貸し出しを受けるとき
4. 通学定期券を購入するとき
5. 通学定期券や学割で乗車船し、係員の要請があったとき
6. 学内窓口で各種申請、提出、問い合わせをするとき
7. オンデマンドプリンタ（どこでもプリント）を利用するとき
8. 本学教職員から提示を求められたとき

#### ■在籍確認シール（学生証裏面貼付用）の貼り替え

在籍確認シール※は通学定期券を購入するためのものです。学生番号・氏名・現住所・通学区間を記載の上、利用してください。卒業・修了予定年月日が延期された場合、通学区間を変更した場合、通学定期券発行控欄が足りなくなった場合は、在籍確認シールを入手の上、各自、貼り替えてください。


 JR等の交通機関では「通学証明書」の提出が求められますが、在籍確認シールは「通学証明書」に代わるものです。

#### ■記載事項に変更がある場合

学生証の記載事項（氏名や生年月日等）に誤りや変更がある場合は、学事センター（学籍）窓口に応し出てください。

#### ■学生証の取り扱いについて

学生証にはICチップが内蔵されているため、汚したり折り曲げたりせず、大切に取り扱いってください。また、磁気ストライプ（黒い帯部分）に磁石等の磁気を帯びたものを近づけると、磁気データが破損することがあります。スマートフォンケースの金具、バッグの留め具等と一緒に保管しないようにしてください。

 ICチップや磁気データ不良により図書館入館、証明書自動発行機等の利用ができなくなった場合は学事センター（学籍）窓口に応し出てください。ただし、カードが折れ曲がっている等の場合は再発行となります。

#### ■学生証の再発行

学生証を紛失・汚損・破損した場合は再発行となりますので、「学生証再発行願」（所定用紙）に手数料分の証紙（2,000円）を購入・貼付の上、学事センター（学籍）窓口に応し込んでください。（即日発行）

#### ■臨時学生証

定期試験期間に学生証を忘れた場合は証明書自動発行機にて臨時学生証を発行してください。なお、臨時学生証は**定期試験期間に限り発行可能**です。授業内試験等で発行することはできません。

発行手数料：500円（発行当日のみ有効）

## (4) 在学期間

---

### ■学部

本学に在学可能な期間は8年間です。なお、休学期間はこの在学期間に含まれません（学則第38条）。

本学の教育課程を修了するために必要な期間（修業年限）は、早期卒業の場合を除き、4年です。なお、休学・停学期間および1年を越える留学期間は修業年限に含まれません（学則第13条、第57条の2）。

入学後4年間で卒業の要件を満たさなかった場合は、在学継続となります。

**在学を継続することになった場合、有効期限を延長した学生証を、3月下旬に学生本人住所宛、郵送します。**

在学継続となった場合に、学費の減額が適用される場合があります。詳細は学事センター（学費）窓口にお問い合わせください。

---

### ■大学院

博士課程の修業年限は5年です。博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分され、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程といいます（大学院学則第3条）。

大学院の在学可能な期間は休学期間を除き9年を限度とし、前期課程においては4年、後期課程においては5年の期間を、それぞれ超えることはできません（大学院学則第3条の2）。

標準修業年限を超えて在学し、条件に該当する場合、学費が減額（論文減額）となることがあります。詳細は学事センター（学費）窓口にお問い合わせください。

---

### ■法科大学院

標準コース（法学未修者）の修業年限は3年、短縮コース（法学既修者）の修業年限は2年です。

在学期間の上限は、休学期間を除き、標準コース（法学未修者）は6年、短縮コース（法学既修者）は4年です（上智大学法科大学院履修規程第3条）。



## (5) 留学

ⓘ 本学では、一般留学、休学中の海外勉学（私費留学）も含む全学生の海外渡航について、外務省の海外危険レベル2以上の地域は禁止としています。最新の大学方針はHPで確認してください。

本学における「留学」には、「交換留学」と「一般留学」があります。所定の「留学願」を期日までに提出しなくてはなりません。学籍上「留学」の扱いにはなりませんが、休学して海外勉学したり、長期休暇中に短期のプログラムに参加したりする方法もあります。

留学の種類や期間によって、学費、願出書類、修業年限への算入や単位換算の可否などが異なります。留学を希望する学生は、グローバル教育センター発行の『留学ハンドブック』を熟読の上、計画を立てて手続きを行ってください。

### ■留学の資格

#### ☒ 学部生

交換留学または一般留学の場合、留学を開始する学期までに本学に少なくとも1年以上在学し、留学前年度までに（国際教養、SPSF、理工英語の学生は、留学開始学期前の4学期間に）32単位以上を修得しておく必要があります。

#### ☒ 大学院生

交換留学または一般留学の場合、留学を開始する学期までに本学大学院に少なくとも1年以上在学し、博士前期課程の場合には、本学において修得すべき授業科目10単位以上を修得していることが必要です。ただし、指導教員および専攻主任が、研究指導上、留学することにより研究または学修効果があがるものと判断し、許可した場合は、本学大学院に1学期在学しており、10単位以上履修登録することで基準を満たすこととします。

### ■期間

交換留学できる期間は2クォーター単位（1Q・2Q、または3Q・4Q）または4クォーター単位（1Q・2Q・3Q・4Q、または3Q・4Q・1Q・2Q）です。一般留学は、1クォーター単位で可能です。「留学」は最大2年間まで可能ですが、修業年限に含まれるのは、そのうち1年間までです。

なお、大学院博士課程の場合は、前期及び後期課程を通して1年間までです。

### ■提出期限

交換留学の場合は、グローバル教育センターの指定した期日までに「留学願」を提出してください。

一般留学の場合は、留学開始の1ヶ月前かつ留学を希望するクォーターの前日までに「留学願」を学事センター（学籍）窓口に提出してください。

### ■留学の期間短縮、取り下げ

交換留学の期間短縮、辞退は認められませんが、やむを得ない場合のみ、グローバル教育センターにご相談ください。一般留学の期間短縮、取り下げを希望する場合は、復学を希望するクォーターの前日までに「復学届」を学事センター（学籍）窓口に提出してください。一般留学を休学に切り替えることを希望する場合についても、休学を希望するクォーターの前日までに「復学届」を提出し、休学願提出期限までに休学願を提出する必要があります。

### ■海外留学保険・危機管理サービスへの加入

大学が関知するすべての海外渡航プログラム（研究渡航や課外活動含む）に参加する学生は、大学の指定する保険ならびに危機管理サービスに加入することを義務付けられています。これは、一般留学や休学による海外勉学も含まれます。詳細はグローバル教育センターに問い合わせてください。

---

## ■帰国届

帰国後は1ヶ月以内に「帰国届」を学事センター（学籍）窓口に提出してください。交換留学の場合は、交換留学帰国レポートをグローバル教育センターに提出してから帰国届を学事センターに提出してください。


---


## ■単位換算


留学中に修得した科目の単位は、学部生は最高30単位まで、大学院生は最高10単位まで本学の単位に換算することができます（ただし休学による海外勉学の場合を除く）。詳しくはⅡ. 教務 > 14. 単位換算・単位認定、および『留学ハンドブック』を参照してください。


## (6) 休学

病気、その他のやむを得ない理由で休学しようとする場合は、学部生は所属学科長またはクラス主任と、大学院生は指導教員または専攻主任（法科大学院生は法科大学院長）と相談のうえ、所定の「**休学願**」に必要事項を記入して学事センター（学籍）窓口へ提出してください。なお、病気の場合は医師の診断書を添付する必要があります。休学が決定した場合は、学事センターより保証人へ通知します。

 一度提出した休学願は、原則として取り下げることができません。ただし、取り下げを希望するクォーターの開始前に限り、取り下げを申し出ることが可能です。

 休学して海外留学をする学生は、大学の指定する保険ならびに危機管理サービスに加入することが義務付けられています。保険に関する詳細はグローバル教育センターに問い合わせてください。

 休学期間は修業年限に含まれないので、休学期間分は卒業が延期されます。また、卒業要件を満たしていても、休学しているクォーターは卒業することができません。

 休学しているクォーター、および休学しているクォーターを含む学期の履修登録は、認められません。また、履修登録後に休学が許可された場合、休学が許可された学期・クォーターは履修登録ができないため、当該学期・クォーターの登録科目は削除されます。  
例：第1クォーター休学…第2・第3・第4クォーター開講科目および秋学期開講科目のみ履修登録が認められる。

### ■期間

休学できる期間は1クォーター単位で、次の期間を超えることはできません。

#### 学部生

連続2年、通算4年を超えることはできない（学則第32条）。

#### 大学院生

博士課程通算5年を超えることはできない。ただし、看護学専攻・国際協力学専攻・応用データサイエンス学位プログラムおよび専門職学位課程は通算2年を超えることはできない（大学院学則第28条）。

### ■提出期限

休学期間	提出期限
4月1日～9月20日（春学期）	5月10日（土）
4月1日～6月3日（1Q）	5月10日（土）
6月4日～9月20日（2Q）	6月30日（月）
9月21日～3月31日（秋学期）	10月31日（金）
9月21日～11月18日（3Q）	10月31日（金）
11月19日～3月31日（4Q）	12月20日（土）

**提出期限を過ぎた場合は、どのような理由であっても受理できません**ので注意してください。郵送による提出の場合、提出期限当日の消印有効になります。提出期限が大学の休業日の場合は、窓口での提出は期限直前の平日15:30までの受付になります。連続2年分まで一括して受け付けることができます。なお、前もって休学の計画がある場合は、休学をするクォーターがはじまる1ヶ月前までに「休学願」を提出してください。

※一般留学を休学に切り替えることを希望する場合は、休学を希望するクォーターの前日までに「復学届」を提出し、休学願提出期限までに休学願を提出する必要があります。

---

## ■学費

休学期間中の授業料等学費は減額されます。詳細は学事センター（学費）窓口にお問い合わせください。

## (7) 復学

---

休学期間が満了した場合は、自動的に復学となるので復学の届出は必要ありません。ただし下記の場合は、**復学を希望するクォーターが始まる前日までに**、所定の「**復学届**」を提出してください。

1. 病気により休学した場合（「**医師の診断書**」を添付してください）。
2. 2クォーター以上の休学・留学について許可が下りている場合で一部のクォーターで休学・留学の事由が終了したため、休学・留学期間を短縮して復学する場合（1クォーター以下に短縮することはできません）。

## (8) 停学

---

試験の際の不正行為等に対しては、上智大学学則第60条/上智大学大学院学則第29条の2により停学、退学等厳しい処分が行なわれます。なお停学期間は修業年限に算入されませんので、標準修業年限（学部：4年、大学院：博士前期2年、博士後期3年）内に卒業/修了することはできません。無期停学の場合は、解除日の翌日から、有期停学の場合は期間満了の翌日から復学扱いとなります。なお、停学期間の学費の減額措置はありません。

## (9) 退学

退学には自主退学と退学を命ぜられるものと2種類あります。

### ■期日

退学の期日は、通常、学期の末日（3月31日または9月20日）です。

### ■自主退学

事情により退学しようとする場合は、所属学科長またはクラス主任（大学院生の場合は指導教員または専攻主任）と相談の上、所定の「**退学願**」に必要事項を記入し、原則として希望する退学の期日までに学事センター（学籍）窓口**に学生証を添付して**提出してください。ただし、前学期末にさかのぼって退学（遡及退学）を希望する場合、下記の期日までに退学願を提出することが必要です。（当該学期入学者は遡及退学不可）

### ■遡及退学における退学願提出期限

退学日	退学願提出期限	制限事項
2024年度秋学期末(2025年3月31日付)	2025年5月31日(土)	2025年4月1日入学者不可
2025年度春学期末(2025年9月20日付)	2025年11月10日(月)	2025年9月21日入学者不可

❗ 提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受理できません。

i 当該学期の学費を納入済みの者の前学期末遡及退学が認められた場合、当該学期学費は返還します。  
詳細は2号館1F学事センター（学費）窓口にお問い合わせください。

また、学期末日以外の日付で退学を希望する場合、退学を希望する日までに退学願を提出することで希望の日付で退学することが可能です。ただし、当該学期の登録科目、成績評価は削除されますが、当該学期の学費は全額納入する必要があります。

### ■退学を命ぜられるもの

下記の者は退学を命じられます。

#### 1. 在学期間満了

在学期間（休学期間は含まない）を満たした者。

学部・・・8年

大学院・・・9年（前期課程4年、後期課程5年）（法科大学院標準コース6年、短縮コース4年）

修士課程・・・4年

#### 2. 授業料等学費未納

定められた授業料等学費を期限までに納付しない者。

#### 3. 学則40条該当者（学部生）

連続する2年間において、学部学科が指定する科目を含む合計32単位以上を修得できなかった者。

#### 4. 成業の見込みがないと認められる者（大学院生）

各研究科が定める認定事由に該当する者。

#### 5. 懲戒処分として退学事由のある者

学則第60条・61条、大学院学則第29条の2に該当する者。

### ■【大学院生のみ】満期退学

博士後期課程の学生が、学位論文を除く全ての課程修了要件を満たして退学する場合、これを「満期退学」と呼んでいます。論文再入学制度、就職時の条件等の関係から、一般の退学と区別しています。

## 論文再入学制度

博士論文を除く全ての課程を修了した学生が満期退学をした場合、満期退学後3年以内であれば、論文再入学の制度を利用することができます。この場合、1学期（2クォーター）以上の在学期間を残して満期退学をしなければなりません。



## (10) 個人情報の変更

### ■住所・電話番号の変更

本人または保証人の住所や電話番号に変更があった場合は、Loyolaの「学生住所変更」メニューから変更してください。国外に居住する保証人の住所変更はLoyolaからできないため、学事センター（学籍）窓口備付けの「住所変更届」を提出してください。

本人の住所変更の場合は、Loyolaで変更した後に、学生証裏面の「在籍確認シール」を貼り替えてください。

### ■本人氏名の変更

本人氏名の変更があった場合は、「住民票の写し」（本人氏名・生年月日が記載されたもの。本籍・続柄・マイナンバーは不要。）を添付して、学事センター（学籍）窓口備付けの「氏名変更届」を提出してください。

※戸籍名（住民票に記載された氏名）以外の氏名（旧姓、性別違和等）の使用を希望する場合は、学事センター（学籍）窓口でお問い合わせください。

### ■保証人の変更

保証人を変更する場合は、学事センター（学籍）窓口備付けの「保証人変更届」を提出してください。

#### 保証人とは



日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、本人の学費と一身上に関する一切の責任を負うことのできる者で、原則として父母です。ただし、外国籍の者については、国外に居住する者も可とします。保証人には、学費請求書類、学事上の重要事項通知、大学の広報紙等の郵送、緊急事態について電話連絡をする場合があります。ただし、国外保証人には郵送されない書類があります。また、休学・留学・退学等の申請には保証人自筆の署名と捺印が必要です。

### ■国籍の変更

学生本人の国籍の変更があった場合は、「住民票の写し」（本人氏名・生年月日・国籍・在留資格・在留期間・在留カード番号が記載されたもの）を学事センター（学籍）窓口提出してください。

## (11) 在留資格（外国籍の学生のみ）

### ■在留資格・期間の報告

外国籍の者は全員、在留資格に関わらず在留資格と在留期間について、大学に報告する必要があります。  
入学時に提出した住民票の写しに書かれた在留期間を更新したり、在留資格を変更したときは、**速やかに在留カードを学事センター（学籍）窓口**に提出してください。提出がない場合、LoyolaのID使用停止、奨学金受給資格の喪失、その他在学する上で不利となる扱いを受けることがあります。

「留学」の在留資格の在籍者については、入学、卒業、退学時および所在不明となった場合に出入国在留管理庁に報告します。

### ■在留資格「留学」

在留資格とは、外国籍の者が入国・在留して従事することができる活動について明らかにしたものです。

在留カードは在留資格を証明するもので、常に携帯しなくてはなりません。

大学で学修するための在留資格が「留学」です。在留資格に該当する活動を行うことなく、日本に3ヶ月以上滞在すると在留資格が取消の対象となります。「留学」の場合、休学や退学がこれに該当しますので、休学、退学する場合は速やかに出国するか、在留資格を変更する必要があります。

### ■「留学」の在留期間更新

外国籍の者で「留学」の在留期間の更新を希望する場合は、在留期間更新許可申請書の「申請人等作成用1～3」を記入し、「所属機関1～2」の作成を学事センター（学籍）窓口で申し込んでください。手数料は200円、所要日数は3日程度です。

在留資格の有効期限については、学生自身で意識しなくてはなりません。有効期限の3ヶ月前から前日まで、入国管理局で在留資格の延長申請ができますので、延長の必要がある場合は早めに申請の準備を進めてください。在留期間を過ぎて更新の手続きをしていない場合は不法滞在となり、処罰の対象となる可能性がありますので、注意してください。

在留期間更新が許可され、新たな在留カードが発行された時は、**速やかに在留カードを学事センター（学籍）窓口**に提出してください。

### ■在留資格変更

外国籍の者で、他の在留資格から「留学」に変更を希望する場合は、在留資格変更許可申請書の「申請人等作成用1～3」を記入し、「所属機関1～2」の作成を学事センター（学籍）窓口で申し込んでください。手数料は200円、所要日数は3日程度です。在留資格を変更した場合は、14日以内に区役所等に届け出てください。また、新たな在留カードが発行された時は、**速やかに在留カードを学事センター（学籍）窓口**に提出してください。

### ■休学・留学等で日本国外に出国し「留学」の在留資格が失効する場合

外国籍の者で、休学・留学等で日本国外に出国し「留学」の在留資格が失効する場合、在留資格認定証明書（COE）の再申請が必要になります。申請から在留資格認定証明書（COE）の発行まで、2ヶ月以上かかるため、入国を希望する日から3ヶ月前までに学事センター（学籍）にお問い合わせください。



在留資格に関する詳細、期間更新・資格変更・在留資格認定証明書の申請手続きについては、My Sophiaの学事センターページにある「申請書類ダウンロード（外国人留学生）」をご確認ください。

## 2. 転部・転科／再入学／学士入学

---

### 2. 転部・転科／再入学／学士入学 ▶

📁 (1) 【学部生のみ】 転部・転科

📁 (2) 【学部生のみ】 学士入学

📁 (3) 再入学

## (1)【学部生のみ】転部・転科

所属する学部の他学科、もしくは他学部の学科へ移籍を志望する場合、次の条件を満たす者は、転部科を願い出ることができます。出願後、各学科において試験等を行います。

### ■出願資格

1. 出願時に休学期間を除き、4学期（8クォーター）以上在学の者（4学期目在学中の者を含む）。
2. 出願時までに修得済みの語学科目（必修のみ）および全学共通科目のGPAが、2.6（小数第2位切り捨て）以上である者。

### ■転部科の制限

1. 一度転部科をした者は、以後転部科を願い出ることはできません。
2. 編入学者及び再入学者は、転部科を願い出ることはできません。



2026年4月からの転部・転科、再入学、学士入学は、2025年11月より各要項を配布、12月上旬出願の予定です。詳細は学事センター（学籍）窓口にお問い合わせください。

## (2)【学部生のみ】学士入学

---

本学卒業生（卒業見込者を含む）で、卒業学部他学科、あるいは他学部他学科に入学を希望する者を対象に、学士入学の制度があります。出願後、各学科において試験等を行います。

出願できる学科は受入先学科に定員の余裕がある場合となり、年度によって異なりますので注意してください。



2026年4月からの転部・転科、再入学、学士入学は、2025年11月より各要項を配布、12月上旬出願の予定です。  
詳細は学事センター（学籍）窓口にお問い合わせください。

### (3) 再入学

本学を退学した者が、以前在籍していた学部・学科/研究科・専攻に再び入学することを再入学といいます。

#### ■【学部生のみ】学部再入学の出願資格

下記のいずれかに該当すること。

1. 学則39条適用退学者（自主退学：2026年4月1日再入学の場合、2025年9月20日以前の退学）
2. 学則64条適用退学者（学費未納退学：2026年4月1日再入学の場合、2025年9月20日以前の退学）
3. 学則40条適用退学者（32単位制退学：2026年4月1日再入学の場合、2025年3月31日以前の退学）
4. 学則60条適用退学者（本分違反行為処分：2026年4月1日再入学の場合、2025年3月31日以前の退学）
5. 学則61条適用退学者（在学不適4項目処分：2026年4月1日再入学の場合、2025年3月31日以前の退学）

ただし、以下の者は出願できません。

1. 在学期間満了（8年間在籍）で退学した者
2. 残余在学期間が6ヶ月未満の者
3. 再入学後再び退学した者


#### ■【大学院生のみ】大学院再入学・論文再入学の出願資格

大学院の再入学には、「再入学」と「論文再入学」があります。詳細については、学事センター（学籍）窓口にお問い合わせください。

#### 📄 再入学

下記のいずれかに該当すること。

1. 学則第28条適用退学者（自主退学）  
退学日から1学期以降であって退学した年度の翌年度より数えて3年を経過していない者
2. 学則第29条第1号適用退学者（学費未納退学）  
退学日から1学期以降であって退学した年度の翌年度より数えて3年を経過していない者
3. 学則第29条第3号適用退学者（成業無見込退学）  
退学日から2学期以降であって退学した年度の翌年度より数えて3年を経過していない者
4. 学則第29条の2適用退学者（在学不適四項目処分）  
退学日から2学期以降であって退学した年度の翌年度より数えて3年を経過していない者

 2014年3月31日以前に退学した者については、学事センター（学籍）窓口にお問い合わせください。

ただし、以下の者は出願できません。


1. 在学期間満了（前期課程・修士課程／4年間在籍、後期課程／5年間在籍）で退学した者
2. 残余在学期間が6ヶ月未満の者
3. 再入学後再び退学した者

#### 📄 論文再入学（博士後期課程のみ）

下記のいずれにも該当すること。

1. 満期退学者であって、退学した年度の翌年度より数えて3年を経過しておらず、以前において再入学したことがない者で、残余在学期間が6ヶ月以上あること

## 2. 論文再入学を願い出る時点で博士論文が完成していること

 2026年4月からの転部・転科、再入学、学士入学は、2025年11月より各要項を配布、12月上旬出願の予定です。  
詳細は学事センター（学籍）窓口にお問い合わせください。



### 3. 証明書

各種証明書は、証明書自動発行機によるものと、窓口申込によるものがあります。証明書の種類を確認のうえ、申込を行なってください。それぞれの発行手順等は下記のとおりです。

※証明書の発行については2025年度中に変更を予定しています。詳細は決定次第掲示にてお知らせします。

#### (1) 証明書自動発行機による発行のもの

証明書種類	発行手数料	所要日数
在学証明書（和文・英文）	200円	即日
成績証明書（和文・英文）	200円	即日
卒業/修了見込証明書（和文・英文）（注1）	200円	即日
卒業/修了証明書（和文・英文）（注3）	300円	即日
学割証	無料	即日
健康診断証明書（注2） （本学所定用紙・和文）	300円	即日
臨時学生証 （定期試験期間中のみ発行）	500円	即日

#### 【証明書自動発行機の設置場所】

- ・四ツ谷キャンパス（2号館4F）
- ・目白聖母キャンパス（1号館1F）

取扱い時間 月～金 9:00～17:00

※行事等で変更する場合は掲示します。

\* 証明書自動発行機のアナウンスに従って操作してください。

\* 学生証がないと発行できません。証明書自動発行機は在学生のみ利用可能です。

（注1）

卒業/修了見込証明書は、あくまでも学生本人がその必要要件を満たすことにより卒業/修了が可能であることを証明するものであり、大学が卒業/修了の保証をするものではありません。最終学年の授業開始日（4月12日、9月27日）以降に発行します。休学期間中は卒業/修了見込み証明書を発行できません。

i

（注2）

健康診断証明書の発行（5月下旬）には、ウェルネスセンター（健康支援）の健康診断を受診している必要があります。

（注3）

卒業/修了者発表日（2025年9月10日、2026年3月15日）に卒業・修了者として発表された者が対象者です。卒業/修了日（2025年9月20日、2026年3月31日）以降は離籍者となるため、証明書自動発行機は利用できません。

#### (2) 窓口申込による発行のもの

証明書種類	発行手数料	所要日数
在留資格変更及び在留期間更新許可申請に係る証明書	200円	3業務日後発行
授業料等納付金納入証明書	300円	3業務日後発行

取扱い窓口：2号館1F学事センター（学籍）

1. 窓口に備付けの申込票に必要事項を記入してください。
2. 発行手数料分の証紙を証紙販売機で購入し、所定欄に貼付してください。

3. 申込票に学生証を添えて窓口に提出してください。領収票をお渡しします。
4. 所要日数経過後、窓口に領収票を提示してください。証明書をお渡しします。

---

### **(3)【法科大学院生のみ対象】GPA分布表について**

法科大学院長名のGPA分布表が必要な場合には、発行された成績証明書の枚数分だけ法科大学院事務室で発行いたしますので、必要枚数分メールにて申請ください。(adm\_juris-co@sophia.ac.jp)

## 4. 【大学院生のみ】委託聴講生制度（大学院）


大学院委託聴講生制度は、各大学間の学術的提携、交流を促進するために設けられたもので、大学院間の協定にもとづき、互いに聴講生を委託する制度です。大学院生が研究上の必要から他の大学院の授業の聴講を希望するとき、この制度を利用することができます。

委託聴講で修得した単位の修了要件としての取り扱いについては、各専攻により異なります。「修了に要する科目、単位数、科目数などの要件」を参照してください。なお、認定単位の上限については、II. 教務 > 14-2. 【大学院生のみ】大学院における単位換算・単位認定をあわせて確認してください。

**他大学での委託聴講を希望する場合は、学事センター（学籍）窓口で手続きした上で、受入先の大学でも所定の期間内に手続きする必要があります。受入先の大学の手続期間など委託聴講の手続等詳細は、学事センター（学籍）窓口にお問い合わせください。**

### [注意]

\*登録は原則年1回です。他大学の秋学期（後期）開講科目も春学期（前期）の手続期間に手続きしてください。

 \*地球環境学専攻および一部の協定校は、春・秋各学期始めに登録手続きを行う必要があります。秋学期科目の履修希望者は、秋学期履修登録期間前に必ず学事センター窓口に出してください。

\*履修中止はできません。

\*受入先の大学で評価を受けなかった場合、成績は「F」となり、成績証明書に記載されます。





現在本大学院で上記制度を実施している研究科、専攻、協力校は次のとおりです。

専攻	協定校
哲学	慶應義塾大学・東洋大学・東京女子大学（注） （注）本学博士前期課程の学生のみ聴講できる。
史学	青山学院大学・中央大学・國學院大学・国士舘大学・明治大学・立教大学・専修大学・駒澤大学・東海大学・東洋大学
国文学	青山学院大学・中央大学・東京女子大学
英米文学	青山学院大学・法政大学・明治大学・明治学院大学・日本女子大学・立教大学・聖心女子大学・東北学院大学・東京女子大学・東洋大学・津田塾大学
ドイツ文学	早稲田大学
フランス文学	青山学院大学・学習院大学・白百合女子大学・獨協大学・武蔵大学・明治学院大学・明治大学
死生学	東洋英和女学院大学
心理学	白百合女子大学
社会福祉学専攻	明治学院大学・日本女子大学・日本社会事業大学・関東学院大学・淑徳大学・大正大学・東洋大学・立正大学・立教大学・法政大学・日本大学
法曹養成	早稲田大学・日本大学
経済学	学習院大学・武蔵大学・成城大学・成蹊大学
経営学	学習院大学・武蔵大学・成城大学・成蹊大学
言語学専攻	東京外国語大学・筑波大学
理工学 （数学領域）	中央大学・学習院大学・国際基督教大学・立教大学・東京女子大学・津田塾大学・日本大学・日本女子大学・明治大学・東京理科大学
地球環境学	東京農工大学
全専攻	国連大学



国連大学と本学の所定の科目を修得した学生に対し、プログラムの修了証書（学位ではありません）を発行する、ジョイント・ディプロマ・プログラムを実施しています。詳細については、Loyola掲示板に掲載しているハンドブック、または学事センター（学籍）窓口にて確認してください。

## IV. 資料

-  1. 本学の沿革と年譜
-  2. 研究所・センター等および事務関係一覧
-  3. 施設（四谷キャンパス教室）
-  規程

## 1. 本学の沿革と年譜

---

### 1. 本学の沿革と年譜

 沿革

 年譜

## 沿革

---

本学の創立は、遠く東洋伝導の先駆者聖フランシスコ・ザビエルの宿願に基づいている。ザビエルはわが国に滞在中（1549～1551年）西欧の最善の文化財を供給しうる高度の教育機関としての大学を、わが国の首都に設立する計画をもっていたが、滞在期間が短かったので、実現には至らなかった。

それから約360年たった1906年、ローマ教皇ピオ10世がザビエルの属したイエズス会に、大学設立の事業を委託したことによって、その念願が実現の緒についた。

1908年、ドイツ人ヨゼフ・ダールマン師、フランス人アンリ・ブシェー師、イギリス人ジェームズ・ロックリフ師が、この理想をもって、わが国に新しい大学を設立するため来朝し、その準備にかかった。1910年に来朝したドイツ人ヘルマン・ホフマン師は、1911年財団法人上智学院を設立し、ついで1913年上智大学を現所在地に設置して、初代学長となった。

以来本学はキリスト教の世界観に基づき、最高の教育並びに研究機関としての大学の使命を果たすとともに、当初より多数の外国人教授を擁し、東西文化交流のかけ橋として、わが国の大学の中でも独特な地位を占めている。

## 年譜


1911年（明治44年）	財団法人上智学院設立。
1913年（大正2年）	専門学校令による上智大学開設。
1928年（昭和3年）	大学令による上智大学開設。
1951年（昭和26年）	新制大学院神学研究科（神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（西洋文化専攻）、経済学研究科（経済学専攻）の修士課程を開設。
1955年（昭和30年）	神学研究科（組織神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学各専攻）、経済学研究科（経済制度・組織専攻）の博士課程を開設。
1966年（昭和41年）	文学研究科（教育学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の修士課程を開設。 西洋文化研究科（西洋文化専攻）の修士課程を文学研究科（史学専攻、英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の修士課程に改組。 西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程を文学研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程に改組
1968年（昭和43年）	文学研究科に教育学専攻及び日本史学専攻の博士課程を増設。 文学研究科に国文学専攻及びフランス文学専攻の修士課程を増設。 法学研究科（法律学専攻）及び理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の博士課程を開設。
1969年（昭和44年）	理工学研究科に数学専攻の修士課程を増設。
1970年（昭和45年）	文学研究科に国文学専攻の博士課程を増設。 外国語学研究科（言語学専攻）の修士課程を開設。
1971年（昭和46年）	文学研究科にフランス文学専攻及び史学専攻（日本史学専攻を改組）の博士課程を増設。 文学研究科に新聞学専攻の修士課程を、外国語学研究科に国際関係論専攻の修士課程を増設。
1972年（昭和47年）	文学研究科に社会学専攻の修士課程を、理工学研究科に数学専攻の博士課程を増設。
1973年（昭和48年）	外国語学研究科に言語学専攻及び国際関係論専攻の博士課程を開設。
1974年（昭和49年）	文学研究科に新聞学専攻及び社会学専攻の博士課程を増設。
1976年（昭和51年）	大学院学則を改正し、博士前期、後期課程に変更。
1978年（昭和53年）	理工学研究科に生物科学専攻の修士課程を増設。
1979年（昭和54年）	外国語学研究科に比較文化専攻の修士課程を増設。
1981年（昭和56年）	理工学研究科に生物科学専攻の博士後期課程を増設。
1992年（平成4年）	文学研究科に心理学専攻の修士課程を増設。
1994年（平成6年）	文学研究科に心理学専攻の博士後期課程を増設。
1997年（平成9年）	外国語学研究科に地域研究専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
2001年（平成13年）	文学研究科心理学専攻博士前期課程に臨床心理学コースを設置。
2004年（平成16年）	法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）専門職学位課程を増設。
2005年（平成17年）	文学研究科（教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻）の博士課程（前期・後期）を総合人間科学研究科（教育学専攻、心理学専攻、社会学専攻及び社会福祉学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。 地球環境学研究科（地球環境学専攻）の博士課程（前期・後期）を開設。
2006年（平成18年）	外国語学研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）をグローバル・スタディーズ研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。



	<p>外国語学研究科比較文化専攻修士課程をグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻の博士前期課程に改組。 グローバル・スタディーズ研究科にグローバル社会専攻の博士後期課程を増設。</p>
2007年（平成19年）	<p>経済学研究科に経済学専攻の博士後期課程及び経営学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。 文学研究科教育学専攻及び社会学専攻の博士前期課程を廃止。</p>
2008年（平成20年）	<p>理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、数学専攻、物理学専攻及び生物科学専攻）の博士課程（前期・後期）を理工学研究科（理工学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。 文学研究科心理学専攻、外国語学研究科国際関係論専攻の博士前期課程を廃止。 外国語学研究科比較文化専攻の修士課程を廃止。 外国語学研究科地域研究専攻の博士前期課程を廃止。</p>
2009年（平成21年）	<p>理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、化学専攻の博士前期課程を廃止。</p>
2010年（平成22年）	<p>理工学研究科数学専攻博士前期課程を廃止。</p>
2011年（平成23年）	<p>総合人間科学研究科に看護学専攻の修士課程を増設。 文学研究科に文化交渉学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。 理工学研究科生物科学専攻の博士前期課程、応用化学専攻、化学専攻、物理学専攻の博士後期課程を廃止。 地球環境学研究科地球環境学専攻の博士課程（前期・後期）に国際環境コースを設置。</p>
2012年（平成24年）	<p>理工学研究科数学専攻の博士後期課程を廃止。</p>
2013年（平成25年）	<p>外国語学研究科国際関係論専攻の博士後期課程を廃止。 理工学研究科電気・電子工学専攻、生物科学専攻、機械工学専攻の博士後期課程を廃止。</p>
2014年（平成26年）	<p>文学研究科社会学専攻の博士後期課程を廃止。</p>
2015年（平成27年）	<p>文学研究科教育学専攻、経済学研究科経済制度・組織専攻、外国語学研究科地域研究専攻の博士後期課程を廃止。</p>
2016年（平成28年）	<p>文学研究科に哲学専攻博士課程（前期・後期）を増設。 実践宗教学研究科死生学専攻修士課程を開設。 外国語学研究科を言語科学研究科に名称変更。</p>
2017年（平成29年）	<p>文学研究科心理学専攻の博士後期課程を廃止。</p>
2018年（平成30年）	<p>実践宗教学研究科死生学専攻修士課程を博士前期課程に変更。 実践宗教学研究科死生学専攻博士後期課程を増設。</p>
2020年（令和2年）	<p>哲学研究科哲学専攻の博士前期課程を廃止。</p>
2021年（令和3年）	<p>グローバル・スタディーズ研究科に国際協力学専攻修士課程を増設。</p>
2023年（令和5年）	<p>応用データサイエンス学位プログラム（大学院修士課程）を開設。 （経済学研究科、理工学研究科及び地球環境学研究科による「研究科等連係課程実施基本組織」として開設）</p>
2024年（令和6年）	<p>哲学研究科哲学専攻の博士後期課程を廃止。</p>


## 2. 研究所・センター等および事務関係一覧

### 附置研究所・センター等

 電話番号は03-3238-××××です。下4桁は表に記載の番号を入力してください。

部署	場所	電話
キリスト教文化研究所	L-8F	3540
中世思想研究所	L-8F	3822
イベロアメリカ研究所	L-6F	3530
国際言語情報研究所	L-5F	3493
グローバル・コンサーン研究所	L-7F	3023
比較文化研究所	10-3F	4082
ヨーロッパ研究所	L-7F	3902
アジア文化研究所	L-6F	3697
アメリカ・カナダ研究所	L-7F	3908
地球環境研究所	L-4F	4410
メディア・ジャーナリズム研究所	L-4F	7145
キリシタン文庫	L-8F	3538
モニュメンタ・ニポニカ	L-2F	3543
アジア人材養成研究センター	2-16F	4136
半導体研究所	パワーステーション1-B1F	3336
生命倫理研究所	3-2F	4050
グリーンケア研究所	10-3F	3776
国際関係研究所	13-1F	4688
国際協力人材育成センター	1-1F	4687
多文化共生社会研究所	3-3F	3132
イスラーム地域研究所	3-311A/313A	4073/4074
人間の安全保障研究所	10-6F	4041
アイランド・サステナビリティ研究所	2-16F	4657

### 事務関係


 電話番号は03-3238-××××です。下4桁は表に記載の番号を入力してください（目白聖母Cを除く）。

部署	場所	電話
学事センター：教務（履修登録、時間割、試験、成績管理等）	2-1F	3515
//：学籍（各種証明書、学生証、住所・氏名・保証人変更、在留資格、学籍異動、転部科等）	2-1F	3519
//：学費	2-1F	3195
教職・学芸員課程センター（教職課程、学芸員課程等）	2-2F	3520

入学センター（学部入試、大学院入試）	12-1F	3167
グローバル教育センター （交換留学、海外短期語学講座、海外短期研修、実践型プログラム、留学カウンセリング、海外留学保険、科目関係、サマーセッション）	2-1F	3521
言語教育研究センター （語学科目、プレイスメント・テスト、AC-TEAP、語学学習アドバイザー、英語Eラーニング教材等）	6-5F	3699
Language Learning Commons（LLC） （外国語コミュニケーショングループ等）	6-1F	4094
基盤教育センター （全学共通科目関係（キリスト教人間学、身体知、思考と表現、データサイエンス、展開知）、ライティング・ラボ、データサイエンス・クリニック）	2-1F	4600
学生センター：学生生活支援 （課外活動、課外教育プログラム、ボランティア、SSIC（学生同士の交流）、学生教育研究災害傷害保険、卒業アルバム、アルバイト、学割、事故報告書、被害届、実習用通学証明書、学生金庫、託児室等）	2-1F	3525
学生センター：経済支援（奨学金）	2-1F	3523
学生センター：経済支援（日本学生支援機構）	2-1F	3886
学生センター：学生寮	2-1F	4621
ウェルネスセンター（健康支援）：健康診断、健康診断証明書、健康についての相談、応急処置等 ※問い合わせ先：health_cs-co@sophia.ac.jp	ホフマン・ホール2F	3394
ウェルネスセンター（障がい学生支援）：障がいや合理的配慮に関する相談 ※問い合わせ先：with_others-co@sophia.ac.jp	—	4088
カウンセリングサービス：カウンセリング ※予約制（電話または窓口）	10-3F	3559
キャリアセンター （就職活動・進路・インターンシップに関する相談、支援、情報提供）	2-1F	3581
図書館（閲覧・貸出）	L-1F	3510
//（レファレンス）	L-1F	3507
情報システム室 （ソフィアICTアカウント（統合認証システム）で利用できるシステム（Loyola、My Sophia、メール、Moodleなど）、PC教室、Wi-Fi、VPN、Zoomなどについて） サポート窓口用メールアドレス：ict-support@sophia.ac.jp ※Loyolaの使い方については学事センターにお問い合わせください	2-3F	3101
情報システム室 （ICT支援デスク）	2-1F	4311
環境整備グループ （遺失物等）	2-1F	3112
環境整備グループ （施設管理、防犯防災、清掃、廃棄物処理	2-1F	3141

等)		
財務グループ（出納）	13-4F	3186
カトリック・イエズス会センター （キリスト教に関する活動、相談、イエズス会教育に関する活動及び情報発信）	2-1F	4161
ダイバーシティ・サステナビリティ推進室 （ダイバーシティ・サステナビリティ推進に関わる業務）	13-2F	4202
目白聖母キャンパス事務センター （目白聖母キャンパス内事務関連事項全般）	目白聖母キャンパス1号館1F	03（3950）6151
目白聖母キャンパスカウンセリングルーム	目白聖母キャンパス1号館1F	03（3238）3559 ※四谷キャンパスに連絡
目白聖母キャンパス図書室	目白聖母キャンパス1号館B1F	03（3950）6180

## その他

 電話番号は03-3238-××××です。下4桁は表に記載の番号を入力してください。

部署	場所	電話
正門守衛所	正門横	3000
紀伊國屋書店（書籍等の販売）	2-B1F	3092
パティネ・スポーツ	2-B1F	4103
（株）ソフィアキャンパスサポート	13-2F	4259

### 3.施設（四谷キャンパス教室）

#### ☐ 教室などの位置と名称について

教室などの名称は、最初の文字が建物を、後ろの数字は階数と室番号を表示しています。

例)

- ・ 1-203 1号館 2階 203室
- ・ 紀-B112 上智紀尾井坂ビル 地下1階 112室

#### 〈建物の種類〉

四谷キャンパスには以下の建物があります。

四谷キャンパス	1号館
	2号館
	3号館
	4号館
	6号館
	7号館
	8号館
	9号館
	10号館
	11号館
	12号館
	13号館
	14号館
	15号館
	中央図書館・総合研究棟（L号館）
上智紀尾井坂ビル	
ホフマン・ホール（HH）	
クラブホール（KH）	
マシンホール（MH）	

#### 〈教室名が特殊なもの〉

教室名称	室 番	場 所
同時通訳室	2-B204	2号館地下2階
COM-A（コンピュータルームA）	2-301	2号館3階
COM-B（コンピュータルームB）	2-302	
COM-C（コンピュータルームC）	2-303	
COM-D（コンピュータルームD）	2-304	
COM-X（コンピュータルームX）	MH-211	マシンホール2階
COM-Z（コンピュータルームZ）	3-322A	3号館3階
文学部共用室A	7-0421	7号館4階
文学部共用室B	7-0425	
文学部共用室C	7-0413	
文学部共用室D	7-0415	

## 上智大学学則

(令和7年4月1日改正施行)

### 第1章 設立目的及び使命

- 第1条** 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。
- 第2条** 本学は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムに基づき、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 第3条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組むものとする。
- 2 教育研究活動の質保証に関する事項については、別に定める。
  - 3 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。
  - 4 前三項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。
  - 5 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。
  - 6 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

### 第2章 大学の組織

**第4条** 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神 学 部	神学科
文 学 部	哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科
総合人間科学部	教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科
法 学 部	法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科
経 済 学 部	経済学科、経営学科
外 国 語 学 部	英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、スペイン語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科
総合グローバル学部	総合グローバル学科
国際教養学部	国際教養学科
理 工 学 部	物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科

- 2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。
- 3 全学共通教育の企画・編成・運営のために、基盤教育センターを置く。基盤教育センターに関する事項については別に定める。
- 4 各学部に通ずる言語教育を行うために、言語教育研究センターを置く。言語教育研究センターに関する事項については別に定める。
- 5 本学の教育のグローバル化を促進するため、グローバル教育センターを置く。グローバル教育センターに関する事項については、別に定める。
- 6 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

**第5条** 本学に大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。

**第6条** 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

### 第3章 定員

第7条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
神学部	神学科	50	8	206
文学部	哲学科	60	—	240
	史学科	70	—	280
	国文学科	60	—	240
	英文学科	100	—	400
	ドイツ文学科	50	—	200
	フランス文学科	50	—	200
	新聞学科	120	—	480
	計	510	—	2,040
総合人間科学部	教育学科	60	—	240
	心理学科	55	—	220
	社会学科	60	—	240
	社会福祉学科	60	—	240
	看護学科	70	—	280
計	305	—	1,220	
法学部	法律学科	160	—	640
	国際関係法学科	100	—	400
	地球環境法学科	70	—	280
	計	330	—	1,320
経済学部	経済学科	165	—	660
	経営学科	165	—	660
	計	330	—	1,320
外国語学部	英語学科	180	—	720
	ドイツ語学科	60	—	240
	フランス語学科	70	—	280
	イスパニア語学科	70	—	280
	ロシア語学科	60	—	240
	ポルトガル語学科	60	—	240
	計	500	—	2,000
総合グローバル学部	総合グローバル学科	220	—	880
国際教養学部	国際教養学科	186	—	744
理工学部	物質生命理工学科	137	—	536
	機能創造理工学科	137	—	536
	情報理工学科	136	—	538
	計	410	—	1,610
合	計	2,841	8	11,340

2 神学部の編入学定員は、第3年次編入学定員とする。

### 第4章 教職員組織

第8条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を代表し、大学の校務全般を統括する。

3 学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどるために副学長を置く。

第9条 学長の下に教員及び職員を置く。

第10条 本学の職制については、別に定める。

## 第5章 学部長会議及び教授会

**第11条** 本学に、大学全般にわたる教育研究の向上を目的として、学部長会議を置く。

2 学部長会議の構成及び運営は、別に定める。

**第12条** 本学各学部及び言語教育研究センターに教授会を置く。

2 教授会は、次に掲げる専任教員をもって組織する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 助教

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、教授会の置かれる組織の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会の運営に関する事項は、各教授会が定める。

6 各教授会は、別に定めるところによりその他の専任教員を審議に参加させることができる。

## 第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

**第13条** 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

**第14条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第15条** 学期（セメスター）は、学年を分けて、春学期及び秋学期とし、それぞれの始期及び終期は次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期（セメスター）を二つの期間（以下「クォーター」という。）に分け、春学期のクォーターを第1クォーター及び第2クォーターとし、並びに秋学期のクォーターを第3クォーター及び第4クォーターとする。

3 前項のクォーターの始期及び終期については、第1項に定めるものを除き、学長が定める。

**第16条** 削除

**第17条** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（11月1日）
- (5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (6) 春期休業
- (7) 夏期休業
- (8) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

**第18条** 削除

## 第7章 授業科目及び単位

**第19条** 授業科目の種類は、全学共通科目、語学科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 授業科目の編成は、別に定める。

3 前項で定めるもののほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。

**第19条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。



- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 第1項の授業（第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合を含む）を、外国において履修させることができる。

**第20条** 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験等に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

- 2 授業科目の単位は、別に定める。

**第21条** 削除

**第22条** 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 1単位の計算基礎となる授業時間については、学長がこれを決定する。

## **第8章** 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

**第23条** 入学時期（セメスター）は、学期の初めとする。

- 2 入学できる学期（セメスター）については、学部又は学科毎に個別に定める。

**第24条** 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

- 2 入学の許可は、学長がこれを決定する。

**第25条** 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IBディプロマ及び成績評価証明書
- (2) その他必要書類

- 2 既納の入学検定料は、返還しない。

**第26条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第27条** 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書
- (2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」
- (3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書
- (4) その他必要書類

**第28条** 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。ただし、日本国籍を有さない者については、国外に居住する者でも許可する。

**第29条** 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

**第30条** 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

- 2 編入学者に関する事項については、別に定める。

**第31条** 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

- 2 転部科に関する事項は別に定める。

**第32条** 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1クォーターを単位とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

**第33条** 本学との間に協定がある国外大学か、又は学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者がある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、学長はこれを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間中に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

**第35条** 削除

**第36条** 削除

**第37条** 削除

**第38条** 本学に在学する期間は、休学期間を除き8年を超えることができない。

2 前項にかかわらず、次の各号の全てに該当する者の本学に在学する期間は、8年3ヶ月を超えることができない。

(1) 第15条に定める学期（セメスター）末の時点において、在学年数が7年9ヶ月である者

(2) 第13条及び第57条に定める卒業に必要な要件を満たしていない者

**第38条の2** 第13条の修業年限、第32条の休学期間及び前条の在学期間を算定するにあたっては、第15条第2項に定めるクォーターは、3ヶ月と計算する。

**第39条** 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

**第40条** 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、学長が退学を決定する。

## 第9章 履修及び登録

**第41条** 全学共通科目については、8単位を必修とし、合計26単位を修得しなければならない。

2 削除

3 第1項にかかわらず、文学部英文学科及び外国語学部英語学科にあっては8単位を必修とし、合計22単位を修得しなければならない。国際教養学部については4単位を必修とし、合計26単位を修得しなければならない。

4 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部については、充当できる単位の上限を12単位とする。

5 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部については、充当できる単位の上限を4単位とする。

**第41条の2** 語学科目は、外国語（英語）4単位を必修とする。ただし、文学部英文学科、外国語学部英語学科にあっては、外国語8単位を必修とし、国際教養学部については、外国語4単位を必修とする。

2 語学科目は、必修単位を除き、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部については、充当できる単位の上限を8単位とする。

3 語学科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目の単位に充当することができる。

#### 4 削除

**第41条の3** 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目の範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目の履修を認めることがある。この場合において、当該科目の修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

**第42条** 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて94単位以上でなければならない。

3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目の単位で代えることができる。

**第43条** 削除

**第44条** 削除

**第45条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり、別に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別に定めるところによる。

**第46条** 教職に関する科目の単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。

**第47条** 学芸員の資格を得ようとする者は、別に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目の単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。

**第48条** 削除

**第49条** 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

**第50条** 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

**第51条** 削除

#### 第10章 試験及び卒業

**第52条** 定期試験は大学が定める期間に行う。

**第53条** 削除

**第54条** 病気その他やむをえない事情で定期試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

**第55条** 授業科目の成績評価は、上位よりA（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、F（59点以下）、P、X、Iの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留とする。

2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。

3 第1項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

**第56条** 削除

**第57条** 第13条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 卒業の期日は、学期（セメスター）又は学年の終わりとする。

3 卒業に必要な単位は、124単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。

学部	学科	全学共通科目		語学 科目	学科科目		合計
		必修	選択	必修	必修	選択	
神学部	神学科	8	18	4	30	64	124
文学部	哲学科	8	18	4	28	66	124
	史学科	8	18	4	14	80	124
	国文学科	8	18	4	28	66	124
	英文学科	8	14	8	44	50	124
	ドイツ文学科	8	18	4	42	52	124
	フランス文学科	8	18	4	42	52	124
	新聞学科	8	18	4	14	80	124
総合人間科学部	教育学科	8	18	4	23	71	124
	心理学科	8	18	4	34	60	124
	社会学科	8	18	4	22	72	124
	社会福祉学科	8	18	4	26	68	124
	看護学科	8	18	4	90	8	128
法学部	法律学科	8	18	4	24	72	126
	国際関係法学科	8	18	4	25	72	127
	地球環境法学科	8	18	4	26	70	126
経済学部	経済学科	8	18	4	8	86	124
	経営学科	8	18	4	4	90	124
外国語学部	英語学科	8	14	8	16	78	124
	ドイツ語学科	8	18	4	32	62	124
	フランス語学科	8	18	4	32	62	124
	イスパニア語学科	8	18	4	32	62	124
	ロシア語学科	8	18	4	30	64	124
	ポルトガル語学科	8	18	4	34	60	124
総合グローバル学部	総合グローバル学科	8	18	4	12	82	124
国際教養学部	国際教養学科	4	22	4	16	78	124
理工学部	物質生命理工学科	8	18	4	29	65	124
	機能創造理工学科	8	18	4	26	68	124
	情報理工学科	8	18	4	34	60	124

**第57条の2** 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業（以下、「早期卒業」という）を希望する場合は、学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

**第58条** 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野の名称を付記する。

学 部	学 科	専攻分野
神学部	神学科	神学
文学部	哲学科 史学科 国文学科 英文学科 ドイツ文学科 フランス文学科 新聞学科	哲学 史学 文学 文学 文学 文学 新聞学
総合人間科学部	教育学科 心理学科 社会学科 社会福祉学科 看護学科	教育学 心理学 社会学 社会福祉学 看護学
法学部	法律学科 国際関係法学科 地球環境法学科	法学 法学 法学
経済学部	経済学科 経営学科	経済学 経営学
外国語学部	英語学科 ドイツ語学科 フランス語学科 イスパニア語学科 ロシア語学科 ポルトガル語学科	外国研究 外国研究 外国研究 外国研究 外国研究 外国研究
総合グローバル学部	総合グローバル学科	国際関係論 地域研究
国際教養学部	国際教養学科	国際教養
理工学部	物質生命理工学科 機能創造理工学科 情報理工学科	理工学 理工学 理工学

#### 第11章 賞罰

第59条 人物及び学術優秀な学生は、選考によって学長が授賞する。

第60条 本学学生としてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

2 前項の処分は、学長が行う。

3 前二項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長の決定により退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

2 前項に定めるもののほか、学生の退学に必要な事項は別に定める。

## 第12章 納付金及び授業料等

- 第62条 第27条に定める入学に必要な納付金は、別に定める。
- 第63条 学生は、別に定める授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。
- 第64条 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。
- 第65条 休学、留学等の授業料等納付金については、別に定める。
- 第66条 既納の授業料等納付金は、返還しない。

## 第13章 奨学

- 第67条 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することができる。
- 2 奨学制度に関する事項は、別に定める。
- 第68条 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させることがある。

## 第14章 交換留学生、交流学生、科目等履修生及び聴講生

- 第69条 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。
- 第70条 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、交流学生の受入を許可することができる。
- 第71条 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。
- 2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。
- 第72条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 聴講に関する事項は、別に定める。

## 第15章 削除

### 第73条から第76条まで 削除

## 第16章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

- 第77条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。
- 第78条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するためウェルネスセンターを置く。
- 2 ウェルネスセンターに関する事項は、別に定める。
- 第79条 学生は、学年ごとにウェルネスセンターにおいて健康診断を受けなければならない。
- 第80条 学生は、傷病の際、ウェルネスセンターを利用することができる。

## 第17章 学生寮

- 第81条 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。
- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第18章 公開講座及び各種講習会等

- 第82条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。
- 2 前項に関する事項は、別に定める。

## 第19章 助産学専攻科

### （設置）

- 第83条 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

### （目的・資格）

- 第84条 専攻科は、本学教育理念のもと、4年制大学における看護基礎教育の上に、助産に関する最新の知識と技術を教授、研究し、もって母子保健の発展向上に寄与することのできる助産師を育成することを目的とする。
- 2 専攻科において取得できる資格は次のとおりとする。
- 助産師国家試験受験資格

(学生定員)

第85条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 10名

収容定員 10名

(専攻科主任)

第86条 専攻科に専攻科主任を置く。

(修業年限)

第87条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第88条 専攻科学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第89条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(入学の出願)

第90条 入学を志願する者は、指定の期日までに入学検定料を納付し、本学所定の書類を提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

2 既納の入学検定料は、返還しない。

(入学手続き及び入学許可)

第91条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学に必要な所定の納付金を納めなければならない。

(教育課程及び履修方法)

第92条 専攻科の授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(休学期間)

第93条 専攻科の休学期間は、1年を超えることはできない。

2 休学期間は、第88条の在学年限に算入しない。

(修了)

第94条 本学の専攻科に1年以上在学し、別に定めるところにより35単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に、修了証書を授与する。

3 修了の期日は、毎年3月31日とする。

(専攻科の入学金、授業料その他の費用)

第95条 第91条に定める入学に必要な納付金については、別に定める。

(規定の準用)

第96条 専攻科に関し本章に定めるもののほか次の規定を準用する。

14条, 15条, 17条, 20条, 22条, 第23条, 第28条, 第32条1項, 3項, 4項, 第39条, 第50条, 第52条, 第54条, 第55条, 第11章, 63条から67条, 16章, 17章。

第20章 雑則

第97条 本学則に掲げる諸条項を実施するに当たり、必要ある場合は、細則を別に定めることができる。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2025年（令和7年）4月1日から改正、施行する。

〔神学部神学科、理工学部物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科の収容定員数変更〕

〔助産学専攻科入学要件変更〕



---

---

# 上智大学大学院学則

---

---

(令和7年4月1日改正施行)

## 第1章 総則

### (設置)

**第1条** 上智大学学則第5条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

### (課程)

**第2条** 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

### (標準修業年限)

**第3条** 博士課程の標準修業年限を5年、修士課程の標準修業年限を2年とする。

- 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程(以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。)という。
- 前項の規定にかかわらず、職業を有していることにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、学長の決定により、その履修を博士前期課程及び修士課程では「長期履修学生」として3年まで認めることができる。
- 第3項の長期履修学生に関する事項は、別に定める。
- 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の標準修業年限は3年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(法学既修者)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮できることとする。

### (在学期間の上限)

- 第3条の2** 本大学院の在学期間は、休学期間を除き9年を限度とし、前期課程及び修士課程においては4年、後期課程においては5年の期間を、それぞれ超えることができない。
- 前項にかかわらず、次の各号の全てに該当する者の本学に在学する期間は、前期課程及び修士課程においては4年3ヶ月、後期課程においては5年3ヶ月を超えることができない。
    - 第33条の2に定める学期(セメスター)末の時点において在学年数が、前期課程及び修士課程においては3年9ヶ月、後期課程においては4年9ヶ月である者。
    - 第21条及び第21条の2に定める修了に必要な要件を満たしていない者。
  - 専門職学位課程については、別に定める。

### (クォーターの計算方法)

**第3条の3** 第3条の修業年限、第3条の2の在学期間及び第28条の休学期間を算定するにあたっては、クォーターは3ヶ月と計算する。

### (課程の目的)

- 第4条** 本大学院は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムを基盤とした能力を養うことを目的とする。
- 博士課程は、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
  - 前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要、高度の能力を養うことを目的とする。

- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

**(教育研究活動の質保証)**

**第4条の2** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組むものとする。

- 2 教育研究活動の質保証に関する事項については、別に定める。
- 3 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。
- 4 前三項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

**(ファカルティ・ディベロップメント)**

**第4条の3** 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

- 2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

**(研究科及び専攻)**

**第5条** 本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科（第5条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織（以下「連係基本組織」という。）を含む。以下同じ。）を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
文学研究科	哲学専攻	
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
文化交渉学専攻		
実践宗教学研究科	死生学専攻	
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
	看護学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
言語科学研究科	言語学専攻	
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
	国際協力学専攻	修士課程
理工学研究科	理工学専攻	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	
応用データサイエンス学位プログラム	—	修士課程

- 2 応用データサイエンス学位プログラムは、第5条の2に定める関係基本組織として、経済学研究科、理工学研究科及び地球環境学研究科との緊密な関係及び協力の下で実施する修士課程とする。
- 3 第一項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第4条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別に定める。
- 4 前項に規定する以下の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。

**(研究科等関係課程実施基本組織)**

**第5条の2** 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本大学院に置かれる二以上の研究科（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該二以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する基本組織として、研究科相当の関係基本組織を置くことができる。

- 2 関係基本組織には専攻は置かないものとする。

**(収容定員)**

**第6条** 各研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻名	前期課程		後期課程		専門職学位課程		収容定員 合計
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
神学研究科	神学専攻	20	40					40
	組織神学専攻			4	12			12
	計	20	40	4	12			52
文学研究科	哲学専攻	10	20	3	9			29
	史学専攻	10	20	3	9			29
	国文学専攻	10	20	3	9			29
	英米文学専攻	10	20	3	9			29
	ドイツ文学専攻	10	20	3	9			29
	フランス文学専攻	10	20	3	9			29
	新聞学専攻	10	20	3	9			29
	文化交渉学専攻	16	32	3	9			41
計	86	172	24	72			244	
実践宗教学研究科	死生学専攻	10	20	3	9			29
総合人間科学研究科	教育学専攻	10	20	5	15			35
	心理学専攻	20	40	5	15			55
	社会学専攻	10	20	3	9			29
	社会福祉学専攻	10	20	3	9			29
	看護学専攻	9	18					18
計	59	118	16	48			166	
法学研究科	法律学専攻	20	40	4	12			52
	法曹養成専攻（法科大学院）					40	120	120
	計	20	40	4	12	40	120	172
経済学研究科	経済学専攻	15	30	2	6			36
	経営学専攻	15	30	2	6			36
	計	30	60	4	12			72
言語科学研究科	言語学専攻	33	66	5	15			81

グローバル・ スタディーズ研究科	国際関係論専攻	15	30	6	18			48
	地域研究専攻	15	30	5	15			45
	グローバル社会専攻	30	60	3	9			69
	国際協力学専攻	10	20					20
	計	70	140	14	42			182
理工学研究科	理工学専攻	250	500	20	60			560
		【50】	【100】					【100】
地球環境学研究科	地球環境学専攻	60	120	10	30			150
応用データサイエンス 学位プログラム	—	【50】	【100】					【100】
合 計		638	1,276	104	312	40	120	1,708

備考

隅付き括弧内の数字は、第5条の2に規定する連係基本組織に、連係及び協力する研究科から活用する入学定員及び収容定員を示すものとする。

## 第2章 大学院委員会及び研究科委員会

### (大学院委員会)

第7条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 本学則に別段の定めがあるものを除き、大学院委員会の開催に必要な事項については、別に定める。

第8条 (削除)

第9条 (削除)

### (大学院委員会の意見具申事項)

第10条 大学院委員会は、次に掲げる大学院全般にわたる事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学位の授与
- (2) その他学長が必要なものとして定めるもの

### (研究科委員会)

第11条 各研究科に研究科委員会を置く。

2 第5条の2に規定する連係基本組織には、研究科委員会相当の運営組織として学位プログラム運営委員会を置き、本学則において「研究科委員会」には学位プログラム運営委員会を含むものとする。

3 削除

4 研究科委員会は、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

5 研究科委員会においては研究科委員長が議長にあたり、学位プログラム運営委員会においては運営委員長が議長にあたる。

6 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

7 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

### (専攻)

第12条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。ただし、第5条の2第1項に定める連係基本組織は除く。

- 2 各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

**(学位プログラム運営委員長補佐)**

**第12条の2** 連係基本組織には、学位プログラム運営委員長補佐を置く。

- 2 前項の学位プログラム運営委員長補佐は、前条第1項に定める専攻主任相当職とする。

**(事務組織)**

**第13条** 本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

**第3章 教育方法等**

**(教育方法等)**

**第14条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。

- 2 研究科において教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 3 授業科目の編成は、別に定める。
- 4 研究指導に関する細目は、別に定める。
- 5 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 6 第1項の授業（第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合を含む）を、外国において履修させることができる。

**(単位の計算基準)**

**第15条** 各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。

**(指導教員)**

**第16条** 各専攻及び連係基本組織は、所属する学生に対し、授業科目の履修に関する指導及び研究指導を行う専任教員1名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。

- 2 指導教員は、当該専攻及び連係基本組織に所属する専任教員のうち、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める指導教員の資格を有する教員をもってこれを充てる。

**(授業科目の履修)**

**第17条** 各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、8単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

**(単位認定)**

**第18条** 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。
- 4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、46単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

(委託又は共同による研究指導の委託)

第19条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、又は博士課程に限り当該他大学院又は研究所等と共同で、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導をうける期間は、1年を超えないものとする。

2 前条第1項及び第2項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第20条 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表に定めるところによる。

第4章 課程の修了要件

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第21条 修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位を下限として研究科ごとに定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格し、又は当該課程の目的に応じ適当と認められるときは必要な研究指導を受けた上で特定の課題についての研究の成果の審査に合格することとする。この場合の研究指導に関しては、第19条で定めた委託による研究指導も含めることができる。

2 前項にかかわらず、優れた業績を上げた者の在学期間については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第21条の2 本大学院における博士課程の修了は、次の各号の全てを満たすことを要件とする。

- (1) 大学院に5年（本大学院又は他大学の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における標準修業年限期間を含む。）以上在学すること。
- (2) 本大学院又は他大学の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程において30単位以上を修得し、かつ、本大学院の後期課程において研究科専攻ごとに定める科目の単位を修得すること。
- (3) 必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。この場合の研究指導に関しては、第19条で定めた委託又は共同による研究指導も含めることができる。

2 前項第1号にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（本大学院又は他大学の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項第1号にかかわらず、本大学院又は他大学の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を2年に満たず修了した者については、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における在学期間に、本大学院の博士課程の在学期間3年を加えた期間以上在学すれば足りるものとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、本大学院又は他大学の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程における在学期間と本大学院の博士課程の在学期間とを合計して3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項第1号及び第2号にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者については、本大学院に3年以上在学し、所属する研究科が指定する科目（以下「指定科目」という。）の単位を修得することを要件とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、指定科目の単位を修得した場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、100単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、64単位以上を修得することとする。

2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

(修了認定)

第21条の4 学長は、前三条に規定する要件を満たした者について、課程の修了を認定する。

2 修了の時期は、学期(セメスター)の終わりとする。

3 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)において別段の定めがある場合は、この限りでない。

第22条 学位論文の審査方法等については、別に定める。

第23条 学位に関する試験の方法等については、別に定める。

第5章 学位

(学位の授与)

第24条 学長は、課程を修了した者に対し、課程に応じて博士、修士又は法務博士(専門職)の学位を授与する。

2 学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第25条 学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野	
神学研究科	神学専攻	神学		
	組織神学専攻		神学	
文学研究科	哲学専攻	哲学	哲学	
	史学専攻	史学	史学	
	国文学専攻	文学	文学	
	英米文学専攻	文学	文学	
	ドイツ文学専攻	文学	文学	
	フランス文学専攻	文学	文学	
	新聞学専攻	新聞学	新聞学	
	文化交渉学専攻	文学	文学	
実践宗教学研究科	死生学専攻	文学	文学	
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学	
	心理学専攻	心理学	心理学	
	社会学専攻	社会学	社会学	
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学	
	看護学専攻	看護学		
法学研究科	法律学専攻	法学	法学	
	法曹養成専攻(法科大学院)	法務博士(専門職)		
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学	
	経営学専攻	経営学	経営学	
言語科学研究科	言語学専攻	言語学	言語学	
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論	
	地域研究専攻	地域研究	地域研究	
	グローバル社会専攻	比較日本研究	比較日本研究	比較日本研究
		国際経営開発学		
	グローバル社会研究	グローバル社会研究	グローバル社会研究	
国際協力学専攻	国際協力学			
理工学研究科	理工学専攻	理学	理学	
		工学	工学	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	環境学	環境学	
応用データサイエンス学位 プログラム		応用データサイエ ンス		

- 2 前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

#### 第6章 入学、進学、編入学、休学、退学及び再入学

##### (入学資格)

第26条 本大学院の前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

- 2 後期課程に進学又は編入学することのできる者は、修士の学位、専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。

- 3 前項の場合において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

- 4 第1項及び第2項に規定する入学、進学及び編入学の許可は、学長がこれを決定する。

##### (選抜試験)

第27条 前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

- 2 外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

##### (休学、復学及び退学の願出)

第28条 休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は、第33条の2条2項に定める1クォーターを単位とし博士課程通算5年を超えることができない。ただし、修士課程及び専門職学位課程においては、2年を限度とする。



- 3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。
- 4 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

(留年)

**第28条の2** 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合又は各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

(退学及び懲戒処分)

**第29条** 次の各号の一に該当する者は、学長の決定により退学させる。

- (1) 授業料その他、学費を納入しない者
- (2) 第3条の2に定める在学期間の上限を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定事由は、各研究科において、別に定める。

**第29条の2** 本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

- 2 次の各号の一に該当する者は、退学させる。
  - (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
  - (2) 学内の秩序を乱した者
  - (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
  - (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者
- 3 前二項の処分は、学長が行う。
- 4 前三項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。

(再入学)

**第30条** 本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 再入学の願いが出た場合は、学長はこれを許可することができる。

(入学時期)

**第31条** 本大学院の入学時期は、学期（セメスター）の初めとする。

- 2 入学できる学期（セメスター）については、研究科又は専攻ごとに個別に定める。

(在学期間)

**第32条** 削除

第7章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

**第33条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第33条の2** 学期（セメスター）は、学年を分けて、春学期及び秋学期とし、それぞれの始期及び終期は次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期（セメスター）を二つの期間（以下「クォーター」という。）に分け、春学期のクォーターを第1クォーター及び第2クォーターとし、並びに秋学期のクォーターを第3クォーター及び第4クォーターとする。
- 3 前項のクォーターの始期及び終期については、第1項に定めるものを除き、学長が定める。

**第33条の3** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第5号から第7号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 創立記念日（11月1日）
  - (4) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
  - (5) 春期休業
  - (6) 夏期休業
  - (7) 冬期休業
- 2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。
- 3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

#### 第8章 交換留学生、委託聴講生、聴講生及び研究生

##### （交換留学生）

第34条 本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。

##### （委託聴講生）

第35条 本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、委託聴講生の受け入れを許可することができる。

##### （聴講生）

第36条 本大学院の特定の授業科目について聴講を願ひ出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する事項は、別に定める。

##### （科目等履修生）

第36条の2 本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

##### （研究生）

第37条 本大学院において特定事項の研究を願ひ出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

#### 第9章 入学納付金及び授業料等納付金

##### （入学手続）

第38条 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別に定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

##### （授業料等納付金）

第39条 本大学院在学学生は、別に定める授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。

- 2 休学、留学等の授業料等納付金については、別に定める。

#### 第10章 その他

##### （規定の準用）

第40条 本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定（第19条の2第3項を除く）を準用する。

##### （臨床心理相談室の設置）

第41条 本大学院に、臨床心理相談室を置く。

**附 則**

この学則は、2025年（令和7年）4月1日から改正、施行する。  
〔修了要件に関する条文改正〕

---

---

## 上智大学国外留学に関する細則

---

---

制定 昭和48年4月1日

改正 平成31年4月1日

### (趣旨)

**第1条** この細則は、上智大学学則第33条第2項に基づき、上智大学（以下、「本学」という。）学生の国外への留学に関し、必要な事項を定める。

### (留学の定義)

**第2条** この細則の留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 一般留学 学修の必要から学長の許可を得て、国外の大学等において、正規の授業を受ける留学
  - (2) 交換留学 国外の大学等との協定に基づき、学長の許可を得て行う留学
- 2 交換留学の協定には、次の内容を定めるものとする。
- (1) 協定期間
  - (2) 互換又は受入れ依頼の条件
  - (3) 履修可能な授業科目の範囲
  - (4) 互換又は受入れ依頼の学生定員
  - (5) 授業料の金額及び納付方法
  - (6) 生活費給付の有無
  - (7) その他

### (留学先大学等)

**第3条** 留学の対象となる外国の大学等（以下、「留学先大学等」という。）は、学長が許可した学位授与権をもつ大学又は短期大学、あるいは本学と協定を結んだ大学等とする。

### (留学の資格者)

**第4条** 留学の資格者は、次の基準に該当する者とする。

- (1) 本学に1か年以上在学していること
- (2) 本学において修得すべき授業科目32単位以上を修得していること

### (出願の手続)

**第5条** 出願者は、必要な文書を添付した所定の留学願を提出しなければならない。

2 前項の留学願には、留学先大学名、滞在予定地、留学期間及び留学の目的等を明記し、かつ留学願を提出する前に所属の学科長（以下、「所属学科長」という。）又は学科長から指定された教員（以下、「指導教員」という。）の指導により、留学先大学等で履修する科目・単位数をあらかじめ検討し、これを文書として留学願に添付しなければならない。

### (留学の許可)

**第6条** 前条の留学願は、学長が決裁する。

### (留学期間)

**第7条** 留学期間は、次の各号に定める留学種別に応じて当該各号に定める期間を単位とする。ただし、教育上特に必要と認められた場合には2年を限度とする。

- (1) 一般留学 1クォーター単位
  - (2) 交換留学 1学期又は1学年
- 2 交換留学の留学期間は、次の各号の全てに該当する場合には、当該期間を1クォーター分短縮することができる
- (1) 留学期間が1学年の場合
  - (2) 留学先大学等における学年の始期及び終期との違いにより、上智大学学則第15条第2項に定める第2クォーター又は第4クォーター開始前に、留学先大学等プログラムが終了する場合

- (3) 本学が定める期限までに所定の手続きを完了した場合
- 3 留学期間の延長を希望する者は、許可された留学期間終了の1ヶ月前までに、継続留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
  - 4 留学期間の始期及び終期は、大学学則第15条に定める春学期、秋学期の始期又は終期とし、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。
  - 5 留学期間は在学期間に算入し、修業年限に算入することのできる期間は、1ヵ年を限度とする。

**(留学終了の手続)**

**第8条** 留学期間の満了した者は、帰国の日から1ヶ月以内に、所定の帰国届を提出しなければならない。

**(修得単位の換算)**

- 第9条** 留学期間中に留学先大学等で修得した授業科目の単位を、本学において修得したものとして換算することを希望する者は、所属学科長又は指導教員の指導を経て単位換算願を提出しなければならない。
- 2 単位の換算・認定手続きについては、別に定める。

**(留学許可の取消し)**

- 第10条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する留学生について、留学先大学等の長と協議し、所属する学部の教授会の意見を徴し、留学の許可を取消することができる。
- (1) 学修の実があがらないと認められる者
  - (2) 学生査証が取得できない者
  - (3) その他学生としての本分に反した者

**(学費の扱い)**

**第11条** 留学期間中に本学に納める学費については、別にこれを定める。

**(事務の所管)**

**第12条** 学生の国外留学に関する事務は、学事局学事センター及び学事局グローバル教育推進室が所管する。

**(規程の改廃)**

**第13条** この細則の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

**附 則**

この細則は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。

---

---

## 上智大学大学院国外留学に関する細則

---

---

制定 平成元年10月1日

改正 平成31年4月1日

### (趣旨)

**第1条** この細則は、上智大学大学院学則第19条第3項に基づき、上智大学（以下、「本学」という。）大学院学生の国外への留学に関し、必要な事項を定める。

### (留学の定義)

**第2条** この細則の留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 研究又は学修の必要から学長の許可を得て、外国の大学又はこれに相当する高等教育研究機関で、研究に従事し、又は正規の授業を受けるとき。
  - (2) 外国の大学等との協定に基づき、学長の許可を得て留学するとき。
- 2 前項第1号による留学を一般留学といい、第2号による留学を交換留学という。

### (大学等との協定)

**第3条** 前条の大学等との協定には、次に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 協定期間
- (2) 交換についての条件
- (3) 履修可能な授業科目の範囲
- (4) 交換学生数
- (5) 学費及び納付方法
- (6) 奨学制度の有無
- (7) その他協定の実施に必要な事項

### (留学の資格者)

**第4条** 留学の資格者は、次の基準に該当する者とする。

- (1) 本学の大学院に1か年以上在学していること
  - (2) 前期課程の場合には、本学において修得すべき授業科目10単位以上を修得していること
- 2 前項にかかわらず、専攻主任及び指導教員は、学生の研究指導上、留学することにより、研究又は学修の効果があがるものと判断した場合は、当該学生について、本学大学院に1学期在学していること及び授業科目を10単位以上履修登録をすることを条件に留学の資格者とすることができる。

### (出願の手続)

**第5条** 出願者は、必要な文書を添付した所定の留学願を提出しなければならない。

2 前項の留学願には、留学先大学名、滞在予定地、留学期間及び留学の目的等を明記し、かつ留学願を提出する前に所属の専攻主任（以下、「所属専攻主任」という。）又は指導教員の指導により、留学先大学等で履修する科目・単位数又は研究内容等をあらかじめ検討し、これを文書として留学願に添付しなければならない。

### (留学の許可)

**第6条** 前条の留学願は、所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決裁する。

2 留学を許可された者は、出国までに留学先大学等の受入の許可書（写し）又は聴講の許可書（写し）を提出しなければならない。

### (留学期間)

**第7条** 留学期間は、次の各号に定める留学種別に応じて当該各号に定める期間を単位とする。ただし、研究及び教育上特に必要と認められた場合には、最長2年を限度とする。

- (1) 一般留学 1クォーター
  - (2) 交換留学 1学期又は1学年
- 2 交換留学の留学期間は、次の各号の全てに該当する場合には、当該期間を1クォーター分短縮することができる。
- (1) 留学期間が1学年の場合
  - (2) 留学先大学等における学年の始期及び終期との違いにより、上智大学院学則第33条の2に定める第2クォーター又は第4クォーター開始前に、留学先大学等のプログラムが終了する場合
  - (3) 本学が定める期限までに所定の手続きを完了した場合
- 3 留学期間の延長を希望する者は、許可された留学期間終了の1か月前までに、継続留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 4 留学期間の始期及び終期は、大学院学則第33条の2に定める春学期、秋学期の始期又は終期とし、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。
- 5 留学期間は在学期間に算入し、修業年限に算入することのできる期間は、1か年を限度とする。
- 6 留学期間中も学生は本学指導教員と連絡を密に取り、勉学の進捗状況及び生活状況等を随時、報告しなければならない。

#### (留学終了の手続)

**第8条** 留学期間の満了した者は、帰国の日から1か月以内に、所定の帰国届に履修期間及び単位取得証明等(写し)又は受けた研究指導の報告書等を添付し、提出しなければならない。

#### (修得単位の換算)

**第9条** 留学期間中に留学先大学等で修得した授業科目の単位を、本学において修得したものとして換算することを希望する者は、所属専攻主任又は指導教員の指導を経て単位換算願を提出しなければならない。

2 単位換算及び認定手続については、別に定める。

#### (留学許可の取消し)

**第10条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する留学生について、留学先大学等の長と協議し、所属する研究科委員会の議を経て、留学の許可を取消することができる。

- (1) 研究又は学修の実があがらないと認められる者
- (2) 学生査証が取得できない者
- (3) その他学生としての本分に反した者

#### (学費の扱い)

**第11条** 留学期間中に本学に納める学費については、別にこれを定める。

#### (事務の所管)

学生の国外留学に関する事務は、学事局学事センター及び学事局グローバル教育推進室が所管する。

#### (規程の改廃)

**第12条** この細則の改廃は、学生留学委員会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

この細則は、2019年(平成31年)4月1日から改正、施行する。

## 編入学者の単位認定に関する細則

制定 平成12年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (目的)

**第1条** この細則は、上智大学学則第30条に基づき、他大学等から本学へ編入学した者の既修得単位の認定について定める。

### (既修得単位の認定)

**第2条** 本学は、他大学等(外国における大学等を含む。)から編入学した者に対して、編入学する以前に国内外の大学、短期大学及び高等専門学校で修得した単位(以下「既修得単位」という。)のうち適当と認めるものを、本学における修得単位とみなし認定することができる。

### (認定の条件)

**第3条** 本学で、認定できる既修得単位は次に掲げるものとする。

- (1) 国内外の大学及び短期大学で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)
- (2) 高等専門学校卒業者の場合は、第4年次及び第5年次における既修得単位
- (3) 外国大学等の既修得単位は、本学の基準で計算し直した単位数の合計を既修得総単位数とする。

### (認定単位数の範囲)

**第4条** 認定できる単位数は既修得単位数の範囲内で、卒業に必要な総単位数の2分の1までとする。ただし、協定等に基づく編入学で、且つ本学のカリキュラムと同内容であることを事前に確認し、学長が認めた場合に限り認定上限単位数を別途定めることができる。

**第5条** 認定できる単位数は全学共通科目、語学科目(言語教育研究センター開講科目)及び学科科目のそれぞれにつき、各学科で定める卒業に必要な単位数を超えないものとする。

### (認定の方法)

**第6条** 既修得単位の科目の内容は、本学の科目の内容と一致させる必要はなく、全学共通科目、語学科目あるいは学科科目の単位として、包括的に認定する。

- (1) 学科科目は、所属学科長が認定する。
- (2) 学科科目の認定にあたり、前号に掲げる学科長は、他学部・他学科開講科目に該当する科目、学科科目として認められる全学共通科目、又は、学科科目として認められる外国語科目及び語学科目がある場合には、必要に応じて、それぞれ当該学科長、基盤教育センター長、言語教育研究センター長と協議することができる。
- (3) 全学共通科目は、基盤教育センター長が認定する。
- (4) 前号に掲げる基盤教育センター長は、全学共通科目の認定にあたり、キリスト教人間学(必修及び選択必修)についてはキリスト教人間学領域長、体育(必修)及び身体知(必修)については身体知領域長、思考と表現(必修)については思考と表現領域長、データサイエンス(必修)についてはデータサイエンス領域長、課題認識科目(必修)については展開知領域長、並びに語学科目(必修)については言語教育研究センター長の承認を受けたもののみを対象とする。
- (5) 語学科目(必修)は、言語教育研究センター長が認定する。

### (教職課程科目の単位認定)

**第7条** 教職課程科目の単位認定は、次のとおりとする。

- (1) 課程認定を受けていない4年制大学及び短期大学で修得した科目の単位は「教科・教職に関する科目」として認定できる。
- (2) 外国の大学で修得した単位は認められない。

### 附 則

この細則は、2022年(令和4年)4月1日から改正、施行する。



## 入学前既修得単位認定に関する細則

制定 平成14年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (目的)

**第1条** この細則は、上智大学学則第34条第2項に基づき、本学へ入学する前に他大学等において修得した単位を、本学における修得単位としてみなし、認定することについて定める。

### (既修得単位の認定)

**第2条** 本学は、第一年次生として入学した者、または再入学、学士入学した者がそれ以前に他大学等において修得した単位（以下「既修得単位」という。）のうち、本学における修得単位として適当であるとみなされるものを、本学で修得した単位として認定することができる。

### (認定できる単位)

**第3条** 本学で認定できる既修得単位は次に掲げるものとする。但し、過去に本学で認定した既修得単位は対象外とする。

- (1) 国内外の大学及び短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
- (2) 高等専門学校専攻科第四年次及び第五年次において修得した単位
- (3) 上智社会福祉専門学校において修得した単位

**第4条** 外国の大学等において修得した単位については、本学の基準に照らして計算し直した単位数の合計が既修得総単位となる。

**第5条** 高等学校の課程修了前に大学で修得した単位については、学事センター長の承認を得た場合、認定の対象とすることができる。

### (認定単位数の範囲)

**第6条** 認定できる単位数は、30単位を上限とする。但し、再入学をした者が、1年次入学時に既に入学前既修得単位認定をおこなっていた場合は、通算30単位を上限とする。

**第7条** 認定できる単位数は、全学共通科目、語学科目（言語教育研究センター開講科目）及び学科科目のいずれについても、各学科で定める卒業に必要な単位数を超えないものとする。

### (認定の方法)

**第8条** 既修得単位の科目の内容は、本学の科目の内容と一致させる必要はなく、全学共通科目、語学科目又は学科科目の単位として、包括的に認定する。

- (1) 学科科目は、所属学科長が認定する。
- (2) 学科科目の認定にあたり、前号に掲げる学科長は、他学部・他学科開講科目に該当する科目、学科科目として認められる全学共通科目、又は学科科目として認められる外国語科目がある場合には、必要に応じて、それぞれ当該学科長、基盤教育センター長、言語教育研究センター長と協議することができる。
- (3) 全学共通科目は、基盤教育センター長が認定する。
- (4) 前号に掲げる基盤教育センター長は、全学共通科目の認定にあたり、キリスト教人間学科目（必修及び選択必修）についてはキリスト教人間学領域長、体育（必修）及び身体知（必修）については身体知領域長、思考と表現（必修）については思考と表現領域長、データサイエンス（必修）についてはデータサイエンス領域長、課題認識科目（必修）については展開知領域長、並びに語学科目（必修）については言語教育研究センター長の承認を受けたもののみを対象とする。
- (5) 語学科目（必修）は、言語教育研究センター長が認定する。

**(教職課程科目の単位認定)**

**第9条** 教職課程科目の単位認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けていない四年制大学及び短期大学の既修得単位は、課程委員会委員長が「教科に関する科目」又は「教科又は教職に関する科目」として認定する。
- (2) 教職課程科目の認定にあたり、前号に掲げる委員長は、所属学科長の承認を受けたもののみを対象とする。
- (3) 課程認定を受けている短期大学の既修得単位は、希望する教職免許状の種類により、課程委員会委員長が認定する場合がある。
- (4) 外国の大学の既修得単位は、認定できない。

**附 則**

この細則は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。

## 留学期間中に修得した単位の換算及び認定に関する取扱要領

制定 平成20年9月21日

改正 令和4年4月1日

### (目的)

**第1条** この要領は、上智大学学則第33条第3項、上智大学大学院学則第19条第3項、上智大学外国留学に関する細則第9条第2項及び上智大学大学院外国留学に関する細則第9条2項に基づき、留学期間中に修得した単位（以下、「既修得単位」という。）の換算及び認定の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

### (単位換算)

- 第2条** 単位換算の判定・認定に際して、既修得単位の科目の内容は、本学の科目の内容と一致させる必要はなく、全学共通科目、語学科目（言語教育研究センター開講科目）、学科科目又は大学院科目の単位として、包括的に置き換える。
- 2 単位換算は単位互換制に則して行われ、留学先大学で修得した科目の単位についてその内容を考慮し、適当と認められる場合、科目の種類、必修・選択必修・選択の別を明示したうえで、本学で修得した単位として換算することができる。
  - 3 単位換算は、留学先大学の認定した単位数にかかわらず、当該大学における実質的履修時間数を考慮し、本学の定める規定により行う。
  - 4 換算された単位数の合計は、30単位（大学院は10単位）を限度とする。
  - 5 単位換算を受けた科目は、換算された単位数の合計を付して成績に関する書類等に記載するものとする。

### (単位換算願)

- 第3条** 既修得単位を、本学において修得したものととして換算することを希望する者は、所属学科長、又は専攻主任の指導を経て単位換算願を学事局学事センターに提出しなければならない。
- 2 単位換算願には、留学先大学が発行した次の文書を添付しなければならない。
    - (1) 履修科目の成績証明書
    - (2) 成績の評価基準を示す文書
    - (3) 留学先大学の学年暦
    - (4) 履修科目の時間数及び単位数を証明する文書（成績証明書にそれらが記載されている場合を除く。）
    - (5) 講義内容が書かれた書類
    - (6) あらかじめ所属学科長（専攻主任）が提出を指示した文書

### (単位換算の判定)

- 第4条** 前条により提出された単位換算願に基づき、次に掲げる者が単位換算の判定を行う。
- (1) 全学共通科目として単位換算する場合、基盤教育センター長
  - (2) 語学科目（必修）として単位換算する場合、基盤教育センター長
  - (3) 学科科目として単位換算する場合、所属学科長
  - (4) 大学院科目として単位換算する場合、所属専攻主任
- 2 全学共通科目として単位換算する場合、基盤教育センター長は、キリスト教人間学科目（必修及び選択必修）についてはキリスト教人間学領域長、体育（必修）及び身体知（必修）については身体知領域長、思考と表現（必修）については思考と表現領域長、データサイエンス（必修）についてはデータサイエンス領域長、課題認識科目（必修）については展開知領域長、並びに語学科目（必修）については言語教育研究センター長の承認を受けたもののみを対象とする。
  - 3 学科科目として単位換算する場合、所属学科長は、他学部・他学科開講科目に該当する科目については当該科目の学科長と、学科科目として認められる全学共通科目については学事センター長補佐と、学科科目として認められる外国語科目及び語学科目については言語教育研究センター長とそれぞれ協議することができる。
  - 4 単位換算の判定に際し必要がある場合には、当該学生の所属学科長、専攻主任、又は指導教員を委員長とする審査委員会を組織し、換算及び添付文書の検討、面接試験又は学力試験を行う。

(単位換算の認定)

第5条 学事センター長は、前条により判定を受けた単位換算を認定する。

(履修指導)

第6条 単位換算の認定を受けた学生の所属学科長、又は専攻主任は、当該学生に対して、速やかに今後の履修方法について指導するものとする。

(事務の所管)

第7条 留学期間中に修得した単位の換算及び認定に関する事務は学事局学事センターが所管する。

附 則

この要領は、2014年（平成26年）4月1日から施行し、改正後の第1条の規定は、2008年（平成20年）9月21日から適用する。

附 則

この要領は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。

---

---

## 技能審査による単位認定に関する細則

---

---

制定 平成15年4月1日

改正 平成29年4月1日

(趣旨)

**第1条** この細則は、上智大学学則第34条に基づき、技能審査の成績等結果による単位の認定について定める。

(単位の認定)

**第2条** 本学は、学生が取得した技能審査の成績等結果のうち相当と認められるものを、本学における修得単位とみなし認定することができる。

(認定の対象)

**第3条** 本学で、認定できる技能審査は次に掲げるものとする。

- (1) TOEFL
- (2) 本学で実施するTOEFL ITP
- (3) TEAP
- (4) その他学科からの申し出により、学長がこれを認めたもの

(認定単位数の範囲)

**第4条** 認定できる単位数は、全学共通科目、語学科目及び学科科目のいずれについても、各学科で定める卒業に必要な単位数を超えないものとする。

(認定の方法)

**第5条** 認定を申請する者は、技能審査の成績等結果を証明する書類とともに、所定の様式にて学長に願い出ることとする。

なお、認定する得点基準については、別に定める。

附 則

この細則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。

---

---

## 海外短期語学講座に関する細則（大学）

---

---

制定 平成13年4月1日

改正 令和4年4月1日

**（趣旨）**

**第1条** この細則は、上智大学学則第34条に基づき、海外短期語学講座に関する事項を定める。

**（目的）**

**第2条** 本学が教育上有益と認めた海外の大学及び短期大学で開講する短期語学講座の履修者に単位を認定し、本学学生に幅広い教育を受ける機会を与えることを目的とする。

**（出願資格）**

**第3条** 出願者は本学に在学し、講座ごとに別に定める基準を満たしたものに限る。

**（選考）**

**第4条** この講座の履修者の選定は、言語教育研究センター長が行うこととする。

**（費用）**

**第5条** 受講に伴う費用は、全額学生負担とする。

**（認定）**

- 第6条** 単位の認定は、当該講座からの評価を記した所定の履修報告書に基づいて行われるものとする。
- 2 認定の対象となる単位数は、本学の換算方式によって計算された授業時間数によるものとする。
  - 3 本学の語学科目の単位として認定するためには、本学言語教育研究センターが掲げる外国語学習の理念・目標を達成するのに適正と認められた講座で、学位授与資格を有する機関が開講する講座でなければならない。
  - 4 全学共通科目の外国語科目及び語学科目の単位認定は、言語教育研究センター長がこれを行う。

**（講座の選定）**

**第7条** この講座の選定は、言語教育研究センター及び学生留学委員会の意見を徴し、学長が行うこととする。

**（事務局）**

**第8条** この講座についての事務は、学事局学事センター及びグローバル教育推進室においてこれを行う。

**（規程の改廃）**

**第9条** この細則の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

**附 則**

この細則は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。

---

---

## 海外短期研修に関する細則

---

---

制定 平成18年1月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、上智大学学則第34条に基づき、海外短期研修(「海外短期語学講座」を除く)に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本学が教育上有益と認めた海外の大学及び短期大学で開講する短期講座(主に本学の授業期間以外に開講)の履修者に単位を認定し、本学学生に幅広い教育を受ける機会を与えることを目的とする。

(講座の選定)

第3条 この講座の選定は学生留学委員会の意見を徴し、学長が行うこととする。

(出願資格)

第4条 出願者は本学に在学し、講座ごとに別に定める基準を満たした者に限る。

(履修者の選考)

第5条 この講座の履修者の選考は、学術交流担当副学長が行うこととする。

(費用)

第6条 受講に伴う費用は、全額学生負担とする。

(認定対象科目)

第7条 前項の短期講座のうち単位認定の対象となる科目は全学共通科目(必修科目を除く)及び学科科目に相当するものとする。

(単位認定)

第8条 単位の認定は、当該講座からの評価を記した所定の履修報告書に基づいて行われるものとする。

2 認定の対象となる単位数は、本学の換算方式によって計算された授業時間数によるものとする。

3 全学共通科目の単位認定は、基盤教育センター長がこれを行う。

4 学科科目の単位認定は、当該学生の所属する学部長及び学科長がこれを行う。

(事務局)

第9条 この講座についての事務は、学事局学事センター及びグローバル教育推進室においてこれを行う。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この細則は、2022年(令和4年)4月1日から改正、施行する。

## 国内他大学との学生交流に関する細則

制定 平成22年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (目的)

**第1条** この細則は、上智大学（以下「本学」という。）と国内他大学との学生交流協定に関し、本学の学生の出願、選考及び単位認定の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

### (出願)

**第2条** 出願者は、願書を提出する前に所属学科の学科長（以下「所属学科長」という。）又は所属学科長から指定された教員（以下「指導教員」という。）の指導により、前条にいう学生交流協定に基づく交流先大学（以下「交流先大学」という。）で履修すべき科目及び単位数をあらかじめ検討しなければならない。

**第3条** 出願者の所属学科長又は指導教員は、書類審査及び面接試験等により、当該交流が出願者にとって有益であるか否かを審査するものとする。

**第4条** 出願者は、前二条の指導及び審査を受けた後、必要な文書を添付した願書を所定の期日までに学事局学事センターに提出しなければならない。

### (選考)

**第5条** 派遣される学生は、学務担当副学長及び学事センター長の選考を経て、学長の決裁を受けるものとする。

**第6条** 決裁後の事務処理は、学事局学事センターが行うものとする。

### (単位認定)

**第7条** 交流先大学で修得した単位を、本学において修得したものとして単位の認定を希望する者は、所属学科長の指導を経て、単位認定願を学事局学事センターに提出しなければならない。

2 単位認定願には、交流先大学で発行した履修科目の成績証明書を添付しなければならない。

**第8条** 単位認定の判定は、次により行う。

- (1) 交流先大学で修得した単位の科目の内容は、本学の科目の内容と一致させる必要はなく、全学共通科目、語学科目（言語教育研究センター開講科目）あるいは学科科目の単位として、包括的に認定する。
- (2) 学科科目は、所属学科長が認定する。
- (3) 学科科目の認定にあたり、当該所属学科長は、他学部・他学科開講科目に該当する科目、学科科目として認められる全学共通科目、語学科目又は学科科目として認められる外国語科目及び語学科目がある場合には、必要に応じて、それぞれ当該科目の学科長、基盤教育センター長、言語教育研究センター長と協議することができる。
- (4) 全学共通科目は、基盤教育センター長が認定する。
- (5) 基盤教育センター長は、全学共通科目の認定にあたり、キリスト教人間学科目（必修及び選択必修）についてはキリスト教人間学領域長、体育（必修）及び身体知（必修）については身体知領域長、思考と表現（必修）については思考と表現領域長、データサイエンス（必修）についてはデータサイエンス領域長、課題認識科目（必修）については展開知領域長、並びに語学科目（必修）については言語教育研究センター長の承認を受けたもののみを対象とする。
- (6) 語学科目（必修）は、言語教育研究センター長が認定する。

2 認定された単位数の合計の限度は、以下のとおりとする。

- (1) 国内留学型 30単位
- (2) 単位互換型 10単位

3 単位認定を受けた科目は、認定された単位数の合計を付して本学の文書に記載するものとする。

**第9条** この細則の改廃については、学院が定める手続きにより行う。

### 附 則

この細則は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。



---

---

## 学部生の大学院入学前科目履修に関する細則

---

---

制定 平成19年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (趣旨)

**第1条** この細則は、上智大学大学院科目等履修生規程第15条に基づき、本学学部生（以下「学部生」という。）が科目等履修生として、本学大学院入学前において大学院授業科目を履修すること（以下「大学院入学前科目履修」という。）について、必要な事項を定める。

### (履修適格者)

**第2条** 大学院授業科目を履修できる者は、次の各号のすべての資格を満たす者とする。

- (1) 学部4年次在籍者
  - (2) 本学大学院への進学を志望する者
- 2 前項の規定にかかわらず、本学法学研究科と本学法学部との間で締結された法曹養成連携協定に基づく連携法曹基礎課程在籍者については別に定める。
- 3 その他、本学大学院各研究科（以下「各研究科」という。）における履修資格は、各研究科委員会が別に定める。

### (履修可能科目)

**第3条** 学部生が履修できる大学院授業科目は、各研究科委員会が別に定める。

### (履修単位の上限)

**第4条** 学部生が履修できる単位数の上限は、各研究科委員会が別に定める。

### (履修登録)

**第5条** 大学院入学前科目履修を希望する学部生は、履修登録に先立って、履修審査を受け、その上で、「大学院授業科目履修願（所定用紙）」を各研究科事務室に提出しなければならない。

2 前項の願書は、専攻主任及び研究科委員長の承認を経て、学事センターに回付される。

3 審査基準及び出願の時期は、各研究科委員会が別に定める。

### (単位認定)

**第6条** 学部生が履修した大学院授業科目は、当該学部生が本学大学院に入学した場合、第4条に定める単位数を限度として、本学大学院の修了に必要な単位として認定することができる。

### (納付金)

**第7条** 大学院入学前科目履修にかかる学部生の納付金等の諸費用については、当該学部生の授業料等納付金をもって、これに充てる。

### (雑則)

**第8条** この細則に定めるもののほか、大学院入学前科目履修に必要な事項は、各研究科委員会が別に定める。

### (改廃)

**第9条** この細則の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

### 附 則

この細則は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

## 学則第40条第1項運用細則

制定 平成25年1月1日

改正 令和3年4月1日

### (目的)

**第1条** この細則は、上智大学学則（以下、「学則」とする。）第40条第1項の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (連続する2か年)

**第2条** 学則第40条第1項における「連続する2か年」とは在学した連続2か年度をいう。ただし、休学した学生については休学期間を含む年度は含めず、前後の年度とする。

2 学則第40条第1項における「連続する2か年」とは、国際教養学部、理工学部英語コース及び各学部SPSFにおいては、休学した学期を除く連続した4学期をいう。

### (学部学科が指定する授業科目)

**第3条** 学則第40条第1項における「学部学科が指定する授業科目」とは学部学科の教育方針により、特定の年次に修得することを指定された学科科目のことをいう。

### (単位の計算)

**第4条** 単位の計算は、連続する2か年の修得単位を合算することにより行い、休学期間を含む年度に修得した単位は含まない。

- 2 再入学、学士入学をした者については、再入学、学士入学後の在学年数及び修得単位数を適用する。
- 3 編入学をした者については、編入学による認定単位数を含める。
- 4 留学期間が1年を超過する者については、超過する期間を休学者に準じて計算する。
- 5 留学等による各種認定単位数を含める。

### (特例措置)

**第5条** 3年次以上で連続する2か年の修得単位が32単位に達しない場合、修得単位数を在学年数で割った単位数が16単位以上であるとき、学長は教授会の意見を徴し、在学措置をとることができる。この場合、休学期間が含まれる年度を在学年数には含めず、修得単位は含める。ただし、国際教養学部、理工学部英語コース及び各学部SPSFの場合は修得単位数を在学した学期で割った単位数が8単位以上であることを条件とする。

- 2 転部科試験に合格した者が退学対象となった場合、学長は教授会の意見を徴し、当該学生について学則第40条第1項の適用から除外することができる。
- 3 停学期間を含む年度は、原則として連続する2か年に含まれるが、特別な理由がある場合、学長は、学事センター長及び当該学生が所属する学部長が協議した結果を参酌し、特例措置をとることができる。また、不正行為および訓告処分によって単位を修得できなかった学生も同様の措置をとることができる。
- 4 疾病等、特別な理由による場合、学長は、学事センター長及び当該学生が所属する学部長が協議した結果を参酌し、特例措置をとることができる。

### (規程の改廃)

**第6条** この細則の改廃は、学院の定める手続による。

### 附 則

- 1 この細則は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行し、2020年（令和2年）9月21日から適用する。

---

---

## 上智大学大学院研究指導に関する細則

---

---

制定 平成23年4月1日

改正 令和3年4月1日

### (目 的)

**第1条** この細則は、上智大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第14条第4項の規定に基づき、上智大学大学院における研究指導に関し、必要な事項を定める。

### (定 義)

**第2条** この細則における研究指導とは、大学院学則第14条第1項に規定する研究指導（学位論文の作成等に対する指導）のことをいい、次に掲げるものを内容とする。

- (1) 学位論文の構想、準備、執筆等の学位論文作成に関する指導
- (2) 専攻ごとの学位論文提出資格要件を満たすための指導
- (3) 学会報告や学会誌投稿に関する指導
- (4) その他、学位論文などの作成に関連する指導

### (研究指導の担当教員)

**第3条** 研究指導は大学院学則第16条に定める指導教員が行うものとする。

2 指導教員は学生の入学後1学期目に決定し、専攻から学事センターに届け出るものとする。ただし、専攻によっては任意の学期に決定することができる。

3 指導教員は学期単位で定めることとし、指導教員を変更する場合には、専攻から学事センターに届け出るものとする。

### (研究指導登録)

**第4条** 研究指導登録は、研究指導の成果を評価するため、学生の在学中毎学期行うものとする。その手続は、前条第2項及び第3項に定める指導教員の届出に基づき学事センターが行うものとする。ただし、交換留学又は一般留学をする場合には、当該研究指導登録を免除するものとする。

2 学生は、研究指導登録に基づき指導を受けなくてはならない。

3 研究指導にかかる修得単位数は、0単位とする。

4 研究指導の曜日及び時限等については、研究指導を行う教員とこれを受ける学生が個別に相談のうえ、決定するものとする。

### (修了要件上の取扱)

**第5条** 研究指導については、修士課程及び前期課程においては4学期、後期課程においては6学期の合格を修了要件とする。ただし、合格しなければならない学期数については、次に掲げる場合にはこの限りではない。

- (1) 前条第1項但書により履修登録が免除された場合
- (2) 研究科及び専攻が学長の承認を得た上で定めた場合
- (3) 再入学者への研究指導の場合
- (4) 早期修了者への研究指導の場合
- (5) 長期履修者への研究指導の場合

### (研究科及び専攻における取扱い)

**第6条** 研究科及び専攻は、この細則に定めるほか、研究指導に関連する事項について、必要に応じて個別に規定することができる。

### (事務の所管)

**第7条** 研究指導に関する事務は、学事局学事センターが所管する。

(細則の改廃)

**第8条** この細則の改廃は、大学院委員会の意見を徴し、本学院の定める手続により行う。

**附 則**

この細則は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。

---

---

# 上智大学大学院長期履修学生規程

---

---

制定 平成27年4月1日

改正 令和5年4月1日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、上智大学大学院学則第3条第3項および第4項の規定に基づき、職業を有している学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する者（以下「長期履修学生」という。）に関する取扱いについて定める。

## (資格)

**第2条** 長期履修学生として申請できる者は、次の各号のいずれかの専攻へ入学を希望し、現に職業を有している者とする。

- (1) 実践宗教学研究科死生学専攻
- (2) 総合人間科学研究科社会福祉学専攻
- (3) 総合人間科学研究科看護学専攻
- (4) 法学研究科法律学専攻
- (5) グローバル・スタディーズ研究科国際協力学専攻
- (6) 地球環境学研究科地球環境学専攻

## (修業年限等)

**第3条** 長期履修学生の修業年限は入学時から起算して3年間とする。ただし、休学期間は当該修業年限には算入しないこととする。

## (申請手続)

**第4条** 長期履修学生として履修を希望する者は、入学を希望する研究科への出願時に次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 申請資格を証明する書類

## (履修期間の短縮)

**第5条** 長期履修学生が、履修期間の短縮（以下「履修期間の変更」という。）を希望する場合は、次項に定める日までに、次の書類を研究科委員長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生履修期間変更申請書
- (2) その他研究科等が必要と認めた書類

2 履修期間の変更に係る書類の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

- (1) 春入学者 1年次の2月末日
- (2) 秋入学者 1年次の7月末日

3 第1項に規定する履修期間の変更は1回限りとする。

## (許可)

**第6条** 長期履修の許可又は履修期間の変更の許可については、研究科委員会の意見を徴し学長が行う。

## (授業料等納付金)

**第7条** 長期履修学生の授業料等納付金については、別に定める。

## (雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

## (改廃)

**第9条** この規程の改廃は、大学院委員会の意見を徴し、学院の定める手続による。

**附 則**

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2023年（令和5年）4月1日から改正、施行する。

---

---

# 上智大学学位規程

---

---

制定 昭和43年4月1日

改正 令和6年4月1日

## (目 的)

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

## (学位の種類)

**第2条** 本学において、学長が授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

## (博 士)

**第3条** 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

## (修 士)

**第4条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。

## (専門職学位)

**第4条の2** 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

## (博士の学位授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、本学大学院学則第21条の2により、博士課程を修了した者に授与する。

**第6条** 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者に授与する。

## (修士の学位授与の要件)

**第7条** 修士の学位は、本学大学院学則第21条により、修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。

## (学士の学位授与の要件)

**第7条の2** 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

## (専門職学位の授与要件)

**第7条の3** 法務博士（専門職）の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

## (学位論文の提出)

**第8条** 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

**第9条** 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

## (申請方法及び申請書類)

**第10条** 博士後期課程（以下「後期課程」という。）に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部

を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

- 3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。
- 4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

#### (申請の受理)

**第11条** 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取り扱う。

- 2 第6条の規定による学位申請の受理は、学長が決定する。
- 3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。
- 4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。
  - (1) 上智学院が設置する学校の専任教職員
  - (2) 本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから1年以内に学位申請のあった者
- 5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。

#### (論文審査委員会)

**第12条** 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。

- 2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。
- 3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。
- 4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。
- 5 前項の規程にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めたときは、当該研究科委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。
- 6 前五項に関わらず、研究科委員会は、大学院学則第19条により国外の大学院、研究所等（以下「国外大学院等」という。）と共同で研究指導を行った場合には、国外大学院等との共同で論文審査委員会を設ける。この場合の論文審査委員会の構成、並びに主査及び副査の選出方法は、国外大学院等との博士論文共同指導制度に係る協定の定めるところによる。

#### (論文の審査)

**第12条の2** 論文審査委員会は、本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する論文の審査及び試験並びに第6条に規定する論文の審査及び学力の確認（以下、「試問」という。）を行う。

- 2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

#### (試験)

**第13条** 本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

- 2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。
- 3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。
- 4 外国語についての試験は、修士の場合は1か国語、博士の場合は2か国語を課する。
- 5 前項の規程にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。
- 6 第4項の規程にかかわらず、学位申請者の学位の種類や学位論文の性格に応じ、外国語試験を行う必要がないと研究科委員会が認めた場合は、これを免除することができる。

#### (試問)

**第14条** 第6条に規定する学力の確認（試問）は、専攻学術と外国語について行う。

- 2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。
- 3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有す



るか否かについて行う。

- 4 外国語についての試問は、2か国語を課する。
- 5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。
- 6 第6条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

#### (審査期間)

- 第15条** 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。
- 2 第5条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。
  - 3 第7条の規定による修士の学位についても、第1項及び第2項の規定を準用する。

#### (研究科委員会の審査及び報告)

- 第16条** 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審査し、可決のものについては、その結果を大学院委員会に報告する。
- 2 前項に定める審査は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

#### (意見具申)

- 第17条** 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき学長に意見を述べる。
- 2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意を必要とし、本学大学院学則で定める修了の期日以前にこれを行う。

#### (学位の授与)

- 第18条** 学長は、大学院委員会の意見を徴し、学位の授与を決議の上、学位の授与及び学位記の交付を行う。
- 2 第5条、第7条で定める学位の授与日は、本学大学院学則で定める修了の期日とする。

#### (論文要旨等の公表)

- 第19条** 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

#### (学位論文の公表)

- 第20条** 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
  - 3 第2項の規定により論文を公表する場合には、上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

#### (学位の名称)

- 第21条** 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「上智大学」と付記しなければならない。
- 2 学位の名称は、上智大学学則第58条2項に基づき別表1(略)のとおりとする。
  - 3 学位の名称は、上智大学大学院学則第25条第1項により別表2(略)のとおりとする。
  - 4 前項にかかわらず上智大学大学院学則第25条第2項により、「学術」の名称を付記することができる。

#### (学位授与の取消し)

- 第22条** 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の意見を徴し、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、

かつ、その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意を必要とする。この場合、第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

**(学位授与の報告)**

**第23条** 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

**(学位記及び書類の様式)**

**第24条** 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

**附 則**

この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正、施行する。

別記様式

一の一（第5条による場合①・進学者）

甲第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了 したので博士（専攻名）の学位を授与する	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟	
SOPHA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇20〇〇	
signature President 〇〇 〇〇	

一の二（第5条による場合①・進学者・外国の大学院  
等との博士論文共同指導により授与する場合）

甲第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を 修了したので博士（専攻名）の学位を授与する この学位は〇〇〇〇との博士論文共同指導により 授与するものである	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟	
SOPHA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇20〇〇	
This degree is conferred under the co- mentorship program with 〇〇〇〇	
signature President 〇〇 〇〇	

二の一（第5条による場合②・編入者）

甲第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を 修了したので博士（専攻名）の学位を授与する	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟	
SOPHA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇20〇〇	
signature President 〇〇 〇〇	

二の二（第5条による場合②・編入者・外国の大学院  
等との博士論文共同指導により授与する場合）

甲第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を 修了したので博士（専攻名）の学位を授与する この学位は〇〇〇〇との博士論文共同指導により 授与するものである	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟	
SOPHA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇 th day of 〇〇20〇〇	
This degree is conferred under the co- mentorship program with 〇〇〇〇	
signature President 〇〇 〇〇	

三（第6条による場合）

乙第	学位記	号
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生		
<p>本学に学位論文を提出しその審査に合格し、かつ、 所定の学力を有するものと認められるので、博士 (専攻名)の学位を授与する</p>		
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟		
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has submitted a dissertation and passed The required examinations GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p>		
		signature President 〇〇 〇〇

四（第7条の1による場合）

第	学位記	号
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生		
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を 修了したので修士(専攻名)の学位を授与する</p>		
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟		
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of MASTER OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p>		
		signature President 〇〇 〇〇

五（第7条の2による場合）

第	学位記	号
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生		
<p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒 業したので学士(専攻名)の学位を授与する</p>		
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟		
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of BACHELOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p>		
		signature President 〇〇 〇〇

六（第7条の3による場合）

第	学位記	号
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生		
<p>本学大学院法学研究科法曹養成専攻の専門職学位 課程(法科大学院の課程)を修了したので法務博 士(専門職)の学位を授与する</p>		
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟		
<p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of JURIS DOCTOR Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p>		
		signature President 〇〇 〇〇

七（課程博士）

年	月	日
上智大学長		
氏 名殿		
		氏 名㊟
<p>論文審査願 学位規程第 10 条の規定により、 博士(〇〇)論文の審査をお願いいた します。</p>		

八（論文博士）

年	月	日
上智大学長		
氏 名殿		
		氏 名㊟
<p>学位申請書 学位規程第 10 条の規定により、 博士(〇〇)の学位授与を申請いた します。</p>		

九

論 文 目 録	
学位申請者 氏 名◎	
論 文	
1 題 目	
2 公表の方法および時期	
3 部 数	
(参考論文)	
1 題 目	
2 公表の方法および時期	
3 部 数	
年 月 日	

十

履 歴 書	
氏 名◎	
年 月 日生	
本 籍	
現住所	
学 歴	
年 月 日	
職 歴	
年 月 日	
研究歴および研究業績	
年 月 日	

叡智が世界をつなぐ

Sophia – Bringing the World Together